令和４年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

（令和３年度振返り）

令和４年８月

調布市教育委員会

― 目　　次 ―

1　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

⑴　経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑵　点検・評価の対象事業及び構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑶　学識経験者の知見の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

２　点検･評価の実施方針

⑴　実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

⑵　点検・評価シートの見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

⑶　実施方法と実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⑷　点検・評価の評価基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３　教育委員会の状況

⑴　教育委員会委員の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

⑵　教育委員会会議の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

⑶　その他の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

⑷　調布市教育委員会教育目標と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　施策及び主要事業の点検･評価の結果

⑴　主要事業の点検・評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

⑵　施策１　豊かな心の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

⑶　施策２　確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

⑷　施策３　健やかな体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

⑸　施策４　個に応じたきめ細かな支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

⑹　施策５　魅力ある学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

⑺　施策６　安全・安心な学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・３８

⑻　施策７　学校施設整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

⑼　施策８　青少年の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４４

⑽　施策９　生涯学習社会への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６

⑾　施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承・・・・・・・・・・・・・・・・５０

５　点検･評価についての有識者からの意見

⑴　東京純心大学名誉教授　吉澤　良保・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

⑵　白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授　神永　典郎・・・・・・・５７

⑶　帝京大学教育学部初等教育学科教授　赤堀　博行・・・・・・・・・・・・６１

６　資料編

⑴　教育プラン（2019―2022 年度）施策体系　・・・・・・・・・・・・・・６８

⑵　教育委員会会議開催状況（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・７０

⑶　教育委員会事務局の概要（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
⑷　令和３年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況・・・・・・・７７
⑸　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
　　実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

１　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

１　調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に当たって

（1）　経緯

平成１８年１２月に教育基本法が改正され，これからの教育のあるべき姿，目指すべき理念が明らかにされた。

さらに，中央教育審議会において答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」が平成１９年３月に取りまとめられた。

これらを踏まえ，平成１９年６月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正され，平成２０年４月から施行された。

この改正により，「教育委員会は，毎年，その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い，その結果に関する報告書を作成し，これを議会に提出するとともに，公表しなければならない。」と規定された。

こうしたことから，調布市においても，効果的な教育行政の推進に資するとともに，住民への説明責任を果たしていくため，調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を毎年度実施している。

〈点検･評価の実施状況〉

<table>
<tr><th>対象年度</th><th>点検・評価の対象となる計画</th><th>施策・主要事業</th></tr>
<tr><td>平２０</td><td rowspan="2">調布市基本計画に基づく施策・基本事業，基本計画推進プログラム事業及び調布市教育委員会の基本方針に基づく主要事業（運営方針）</td><td>７施策・１６基本事業・４１主要事業</td></tr>
<tr><td>平２１</td><td>７施策・１６基本事業・４２主要事業</td></tr>
<tr><td>平２２</td><td rowspan="3">調布市教育プラン</td><td rowspan="3">２４施策・１３４主要事業</td></tr>
<tr><td>平２３</td></tr>
<tr><td>平２４</td></tr>
<tr><td>平２５</td><td>調布市教育プラン（時点修正版）</td><td>２４施策・１３８主要事業</td></tr>
<tr><td>平２６</td><td rowspan="4">調布市教育プラン（改定版）</td><td rowspan="4">１２施策・４４主要事業・７つの重点プロジェクト</td></tr>
<tr><td>平２７</td></tr>
<tr><td>平２８</td></tr>
<tr><td>平２９</td></tr>
<tr><td>平３０</td><td rowspan="3">調布市教育プラン（2019～2022 年度）</td><td rowspan="3">１０施策・３４事業</td></tr>
<tr><td>令元</td></tr>
<tr><td>令２</td></tr>
<tr><td>令３</td><td></td><td></td></tr>
</table>

（2） 点検・評価の対象事業及び構成

対象事業は，調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第３において，「教育基本法第１７条第２項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。」としている。

教育プランについては，国や東京都の計画を参酌するとともに，調布市基本計画と整合を図りながら，新たな社会経済情勢や調布市特有の状況などを踏まえ，平成３１年２月に「調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）」を策定した。

そこで，点検・評価については，評価結果を，「調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）」の着実な推進に向けた各施策・主要事業の進行管理に反映させるため，教育プランの施策・事業体系に基づき，振り返りを行うこととし，令和元年度からの点検・評価における対象事業は「調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）」に掲げる１０施策・３４事業としている。

（3） 学識経験者の知見の活用

教育委員会は，点検・評価を行うに当たり，教育に関し学識経験を有する者から意見を聴取することとしている。

意見をいただく有識者として次の３人の方に依頼した。（敬称略）

吉澤　良保（東京純心大学　名誉教授）
神永　典郎（白百合女子大学　人間総合学部初等教育学科　教授）
赤堀　博行（帝京大学　教育学部初等教育学科　教授）

２　点検・評価の実施方針

２　点検・評価の実施方針

（1）　実施方針

調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）に掲げる施策体系に基づく点検・評価は，令和３年度の振返りが４回目となる。

また，今年度（令和４年度）は，昨年度に引き続き，平成 31 年３月に策定された「調布市教育大綱＜第２期＞」に掲げる基本方針と，５つの連携テーマを踏まえ，具体的な教育行政を推進していかなければならない。

こうした状況を踏まえ，以下のとおり実施方針を定める。

ア　調布市教育委員会は，毎年，主要な施策や事業の取組状況について点検・評価を行い，課題や今後の取組の方向性を明らかにするとともに，調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）における１０施策・３４事業の進行管理を行うことにより，効果的な教育行政の一層の推進を図る。

イ　点検・評価の結果に関する報告書を作成し，市議会に提出するとともに，公表することにより，市民への説明責任を果たし，市民に信頼される教育行政を推進する。

ウ　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため，点検・評価に関する有識者を置き，意見を聴取する機会を設ける。

⑵　点検・評価シートの見直し

点検・評価報告書は，「効果的な教育行政の推進」と「市民への説明責任を果たすこと」を目的として作成している。そのため，ＰＤＣＡサイクルを意識して，この１年間，「何ができて，何ができなかったのか」，「成果は上がっているのか」，「次への課題・目標は明確化されているか」など，着実な進行管理のもと，調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）の実効性を高めていくことを目指している。

また，調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）で定めている「成果指標」等についても振返りが必要となっている。

そのため，令和元年度（平成３０年度振返り）の報告書以降，次のとおり点検・評価を行うシートを変更している。

ア　施策のねらい(PLAN)

・はじめに「施策のねらい（PLAN)」,「背景（PLAN)，主要事業（PLAN)」欄を設け，事業の目的や狙いは何か，その理由はどんなものか，具体的に何を設定するのかを記載した。

※本欄は，調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）から転記している。

イ　取組実績，取組成果(DO)

・事業の目的や目標に則し，主要事業や主な取組について，具体的にどのように取り組み，どのような成果や効果があったのか明確に記載した。

・「○」には，教育プランに記載されている各施策の「（５）主な取組」などが記載され，「・」には，その成果等を記載した。

・令和４年度（令和３年度振返り）については，新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は「◆」として記載した。

ウ　点検･評価(CHECK)

・調布市教育プラン（２０１９～２０２２年度）においては，上記の「施策のねらい」に対応した「成果指標」を設定し，施策ごとに，施策の成果向上を把握するための指標とその目標値・教育プラン策定時の基準値を示し，実績を記載した。

・評価結果は，成果指標のみならず，施策に連なる主要事業，主な取組の実績等を総合的に判断し，評価理由とともに記載した。

・評価段階は，評価をより分かりやすくし，調布市行政評価と整合を図るため，５段階評価を維持しつつ，ランクを「S～D」とした。

エ　今後の方向性(ACTION)

・課題を踏まえ，どのような取組を計画し，取り組んでいるのか，実施結果の自己評価とあわせて，より具体的に記述した。

⑶　実施方法と実施時期

実施に当たっては，関係法令に基づくとともに，詳細は，「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱」に定め実施している。

主な流れは次のとおり。

ア　令和４年５月～６月

教育委員会事務局において，主要な施策・事業の当該年度の取組成果等の振り返りと課題の抽出を行い，課題を踏まえた現年度の取組状況，さらに次年度の方向性を取りまとめ，報告書案を作成する。

イ　令和４年７月～８月

自己評価に留まらず，有識者として学識経験者の意見を聴取した上で，教育委員会で最終的に協議し，報告書を作成し，市議会へ提出する。また，報告書は市ホームページ

で公開するとともに，教育会館，公文書資料室，図書館，各社会教育施設に配架し，閲覧できるようにする。

(4)　点検・評価の評価基準について

各事業の評価については主管課による自己評価としている。評価に当たっては下記の評価基準に基づいて，事業の目的（ねらい）・目標に則して効果や成果が十分得られたかどうかを，Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの目標達成度で表した。

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが，代替事業の実施等により，一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った（横ばいも含む。）
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが，それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	成果指標が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず，取組において成果が得られなかった。	成果指標が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※S・A又はC・Dの評価は，上記2項目（新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果，成果指標の結果）により判断

３　教育委員会の状況

３　教育委員会の状況

⑴　教育委員会委員の構成

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２７年４月１日に施行され，教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ，地方教育行政における組織体制の明確化や，迅速な危機管理体制の構築，市長と教育委員会との連携の強化など教育委員会制度の改革を進め，新しい体制を構築していくこととなった。

調布市教育委員会は，平成２７年１０月１日に，新たな「教育長」を代表とする新体制へと移行した。

平成２７年１０月１日以降の調布市教育委員会委員（以下「教育委員」）の定数は５人であり，５人の委員が教育長とともに教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針，教育委員会規則の制定・改廃などの教育に関する様々な議題について審議を行っている。

［教育委員会名簿］

（令和４年３月３１日現在）

備　考	氏　名	任　　期
教育長	大和田正治	令和 ３ 年 10 月 １ 日から令和 ６ 年 ９ 月 30 日まで
教育長職務代理者	奈尾　　力	令和 ３ 年 12 月 18 日から令和 ７ 年 12 月 17 日まで
委員	細川　真彦	令和 ２ 年 ７ 月 １ 日から令和 ６ 年 ６ 月 30 日まで
委員	福谷　文夫	令和 ２ 年１０月 １ 日から令和 ６ 年 ９ 月３０日まで
委員	榎本　竹伸	令和 ２ 年１０月 １ 日から令和 ６ 年 ９ 月３０日まで
委員	千田　文子	令和 ２ 年１２月２２日から令和 ６ 年１２月２１日まで

⑵　教育委員会会議の状況

教育委員会の会議は，地教行法及び調布市教育委員会会議規則に基づき，毎月１回定例会を，また必要に応じて臨時会を開催している。

令和３年４月から令和４年３月までに開催された教育委員会定例会及び臨時会の内容は次のとおり。

ア　教育委員会開催回数　１９回（定例会１２回，臨時会７回）

イ　審議事項

⑺　議決事項（議案）　　３７件

⑴　協議事項（協議題）　　１０件

⑼　報告事項　　６７件

⑴　諸報告　　２３件

※　「諸報告」は，審議会や施設使用に係る報告など，説明を省略した案件

※　会議の付議案件と結果は，７０ページ以降に記載

教育委員は上記の教育委員会以外にも，月１回以上，定例会や臨時会の前後などに情報交換会を開催し，教育委員会事務局との情報共有を行っている。

⑶　その他の活動状況

教育委員は，学校の状況を把握し，教職員と情報共有するために，学校訪問や学校行事への出席のほか，校長会との意見交換会を開催している。また，東京都教育委員会連合会や東京都市教育長会等へ出席し，東京都教育委員会や近隣市との情報交換，情報共有を行うほか，研修会へ参加し，識見を高め，教育施策の決定等への反映に努めている。

ア　教育委員の学校訪問

※　令和３年　５月１９日　第一小学校，布田小学校
　　令和３年　６月２１日　多摩川小学校，柏野小学校
　　令和３年　７月　２日　上ノ原小学校，滝坂小学校
※　令和３年　９月２７日　第三小学校，第八中学校
　　令和３年１０月１３日　第五中学校，調布中学校
※　令和４年　１月１４日　第二小学校，第六中学校
※　令和４年　２月　１日　杉森小学校，若葉小学校
※　新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止

イ　東京都市町村教育委員会連合会

　　令和３年　４月２０日　第１回理事会（東京自治会館）
※　令和３年　５月３１日　第６５回定期総会
※　令和３年　５月３１日　関東甲信越静市町村教育委員会連合会研修会（動画
　　～６月２５日　配信）
※　令和３年　６月２９日　関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会
※　令和３年　８月２７日　第２回理事会・第１回理事研修会
　　令和３年１０月　８日　第１回研修会（オンライン）
　　令和３年１１月２４日　第４ブロック研修会（国分寺市ひかりプラザ）
　　令和４年　１月１１日　第３回理事会・第２回理事研修会（東京自治会館）
　　令和４年　２月１７日　第２回研修会（オンライン）
※　新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止又は書面開催

ウ　東京都市教育長会

令和３年４月１３日　定例会総会
ほか定例会（５月，※７月，８月，１０月，１１月，※１月，２月）
※　新型コロナウイルス感染症の影響に伴い書面開催

エ　その他

令和３年４月２２日　東京都教育委員会教育施策連絡協議会（オンライン）
令和４年２月１０日　市町村教育委員会オンライン協議会（オンライン）

(4)　調布市教育委員会教育目標と基本方針

平成３０年１２月２１日
調布市教育委員会決定

◎教育目標

教育は，人格の完成を目指し，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，必要な資質・能力を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

また，調布市においては，調布市民が，生涯にわたり自己実現に向けた学習に主体的に取り組む，という生涯学習の考え方を基盤においた教育施策を展開する。

調布市教育委員会では，このような考え方に立ち，以下の教育目標を掲げて調布市の教育行政を進める。

学校教育では，調布の子どもたちが，徳・知・体の調和のとれた成長と，国際化，情報化の進展など，社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し，

○　命の大切さを自覚し，人の尊厳を重んじ，互いのよさや違いを認め合うことのできる力を身に付けた子ども

○　豊かな心，健やかな体を基盤に，確かな学力に基づいた「生きる力」を身に付けた子ども

○　自ら社会貢献しようとする意欲をはぐくみ，社会的に自立するための基礎となる力を身に付けた子ども

の育成に向けた施策を展開する。

社会教育では，市民の自己実現を支援し，市民がより豊かでうるおいのある生活を送ることを目指し，

○　市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する

○　市民のつながりを深めるネットワークを構築する

○　市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する

などの施策を展開する。

また，学校，家庭，地域住民，その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく，という認識のもと，地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに，学びの成果を地域社会に生かすなど，地域の教育力を高めていくことを目指す。

◎基本方針

教育目標の実現に向け，以下５つの基本方針及び調布市教育プラン（2019～2022）に基づき，総合的な教育施策を推進します。

また，教育行政の推進に当たっては，調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ，市長との連携強化を図ります。

基本方針１　生命をいつくしみ，人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

○ ２３万人余の市民が共に生きる調布市にあって，すべての市民が，命の重さを深く自覚し，人権尊重の理念を正しく理解するとともに，互いを思いやる心や，規範意識を高めていくことが求められている。

○ 自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められている。このため，「命の大切さ」や「自分の命は自分で守る」ことの大切さを，子どもたちに教えなければならない。

○ 調布市立学校の給食において，食物アレルギーにより尊い児童の命が失われたことを決して風化させず， 一人一人が命の重さや尊さを胸に刻み，自他の命を大切にしなければならない。

○ 体罰や暴言の根絶に向け，教職員一人一人の人権意識を一層高めることが求められている。

○ 全国的にいじめの認知件数が増加する状況にあって，国では「いじめ防止対策推進法」，東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」が制定されている。全ての児童・生徒が安心して教育活動に取り組むことができるよう，いじめをなくさなければならない。

【施策の方向性】

○ いじめ・偏見・差別・虐待につながらないよう，人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育，そして子育てにかかわる教育などを推進する。

○ 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。

○ 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき，いじめを決して見逃さず，いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針２　「生きる力」を育て，個を伸ばす教育を充実する

【背景】

○　小学校で平成３２年度から，中学校で平成３３年度から全面実施される新学習指導要領の移行期に入ることを踏まえ，各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。

○　変化の激しい社会にあって，自ら主体的に判断し，適切に行動できる，社会的に自立した人間としての基礎づくりや，社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。
○　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」の趣旨を踏まえ，学校や関係機関は，学校への復帰のみを目標にするのではなく，社会において自立的に生きる基礎を養うことができるよう，多様な学びの場を提供していくことが求められている。
○　人はみな違った存在であり，それぞれが自己実現を目指して，個の状況に応じた学習に取り組めるよう，教育環境の充実が求められている。
○　食物アレルギーのある児童・生徒と他の児童・生徒が，発達段階に応じて互いの違いを認め合い助け合う中で，みんなが同じように給食の時間を楽しみ，食を通して成長できるよう，安全で安心な学校給食を提供しなければならない。
○　経済格差が，教育格差とその再生産や固定化につながり，子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されてしまう，いわゆる貧困の連鎖が社会問題化しており，総合的な対策が求められている。
○　調布市において，ラグビーワールドカップ２０１９や東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ，学校教育や社会教育の場においても，この機会を最大限に生かすことが求められている。
○　共生社会の実現に向け，障害のある人もない人も，可能な限り，同じ場で共に学び合うことができるよう，児童・生徒一人一人に必要かつ適切な教育的支援を行うことが求められている。

【施策の方向性】

○ 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り，教育の質の向上を図るための取組を推進する。
○ 子どもたちには，生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに，その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
○ 全ての子どもたちが将来への希望を抱き，安心して学び続けられるよう，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーを中心に，学校全体で子どもを見守り，必要に応じて，福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
○　適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により，不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り，社会的自立の支援を推進する。
○ 食物アレルギー事故の再発防止，いじめや不登校対策，虐待など，学校を取り巻く諸課題に対応するため，学校・家庭・地域・関係機関が一体となって，情報共有及び連携に努め，児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
○ スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し，進んで平和な社会の実現に貢献でき

る児童・生徒を育成する機会となるよう，オリンピック・パラリンピック教育を推進する。

○ 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう，障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて，合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い，適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

基本方針３　学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

○　家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって，学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携・協働しながら，地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。

○　近年，全国各地で地震，台風・集中豪雨等の自然災害，熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため，自らの安全は自らが守るという自助意識と，地域で互いに助け合うという共助意識の醸成が求められている。また，学校は地域の避難所になることから，災害時に即応できる体制づくりや地域との連携を進めなければならない。

○　近年ＩＣＴの普及など，子どもたちを取り巻くネット環境が大きく変化しており，いじめや誹謗中傷などの問題をはじめ，スマートフォン等の長時間使用による生活習慣の乱れや不適切な利用による青少年の犯罪被害等につながるケースが増えている。

【施策の方向性】

○ 子どもたちにとって，安全で安心な居場所をつくり，学習や体験・交流活動などを行うことができる取組を推進する。

○ 学校・家庭・地域それぞれが，子どもの教育に関する情報や目標を共有し，互いに意見を交換し合いながら，教育に参加できる体制づくりを推進する。

○ 地域と一体となって，より効果的な防災教育や防災訓練の取組を推進する。

○ 学校・家庭・地域は，子どもたちのネット依存や，ＳＮＳ等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し，情報モラルを含むＩＣＴメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針４　安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

○　調布市では，市の人口増加の影響を受け，教育人口のさらなる増加が見込まれており，子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに，少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育，ＩＣＴ教育への対応など，教育環境の整備が急務となっている。また，

学校施設の老朽化が進行しており，安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。

○ 食物アレルギー対策として，学校給食現場の状況を的確に把握し，給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

○　教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら，調布市公共建築物維持保全計画に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策，学習環境の改善，特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。

○　「（仮称）調布市学校施設整備方針（平成 31 年３月策定予定）」等に基づき，関係部署と連携し，市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら，施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

基本方針５　生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

○ 人生１００年時代を見据え，市民が生涯にわたって自己研さんに励み，自己実現を目指す活動を通して，より豊かで充実した生活を送るための環境づくりを支援することが求められている。

【施策の方向性】

○ 地域の資源を活用しながら，市民の要請や思いを受け止めた学習の機会や場の提供，学習情報の充実を推進する。

○ 市民自らが多様な学習活動を行い，互いに学び合うことで，新たな学びの機会や学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりを推進する。

４　施策の点検・評価の結果

施策の点検・評価結果一覧

点検･評価の評価基準について

各施策の評価については主管課による自己評価とした。
評価に当たっては下記の評価基準に基づいてＳ～Ｄの指標で表した。

評価結果		新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが，代替事業の実施等により，一定程度の成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った（横ばいも含む。）
A	実施した取組において予定した成果が得られた。		
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	予定していた事業は中止としたが，それ以外の取組では一定程度の成果が得られた。	成果指標が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	新型コロナウイルスの影響に関わらず，取組において成果が得られなかった。	成果指標が前年度より低下
D	実施した取組において成果が得られなかった。		

※S･A又はC･Dの評価は，上記2項目（新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果，成果指標の結果）により判断

施策 1 豊かな心の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
1	命の教育の推進	指導室	B
2	人権教育の推進	指導室	
3	道徳教育の推進	指導室	
4	体験活動の推進	指導室	

施策 2 確かな学力の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
5	基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	指導室	A
6	ＩＣＴ機器の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進	指導室	
8	学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3 健やかな体の育成

	主要事業	事業主管課	目標達成度
9	体力向上への支援	指導室	B
10	食育の推進	学務課・指導室	

施策 4 個に応じたきめ細かな支援

	主要事業	事業主管課	目標達成度
11	特別支援教育の推進	指導室	B
12	不登校児童・生徒への支援	指導室	
13	いじめ，虐待の防止と対応	指導室	
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実	教育相談所	
15	児童・生徒の貧困への対応	指導室・学務課	

施策 5	魅力ある学校づくりの推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
16	地域人材等を活用した教育の充実	指導室	A
17	特色ある教育活動の推進	指導室・学務課	
18	教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19	学校における働き方改革の推進	指導室・学務課・教育総務課	

施策 6	安全･安心な学校づくりの推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
20	食物アレルギー対策の推進	学務課・指導室	B
21	安全教育の推進	教育総務課・指導室	
22	児童・生徒の安全確保の推進	学務課・社会教育課・教育総務課	

施策 7	学校施設整備の推進		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
23	老朽化・長寿命化対策等の推進	教育総務課 施設担当	A
24	不足教室への対応	教育総務課 施設担当	
25	快適な教育環境の整備	教育総務課 施設担当	

施策 8	青少年の育成		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
26	家庭教育への支援	社会教育課	B
27	地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28	青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9	生涯学習社会への対応		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
29	市民，社会教育団体等の活動への支援	社会教育課・公民館	A
30	障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進	公民館	
32	市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10	地域ゆかりの文化の保存と継承		
	主要事業	事業主管課	目標達成度
33	史跡・文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開	郷土博物館・図書館	

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	1	豊かな心の育成	施策主管課長	指導室長 所　水奈

1 施策のねらい(PLAN)

一人一人の児童・生徒を大切にする教育を進めることで，命の大切さを自覚するとともに，人の尊厳を重んじ，互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

2 背景(PLAN)

●自他の命を大切にする心豊かな教育活動の推進が求められています。児童・生徒一人一人が命の大切さを自覚するとともに，他者との違いを理解し，互いに認め合うことができる豊かな心の育成を推進していく必要があります。

●２０１７（平成２９）年３月，「いじめ防止対策推進法」施行３年後の見直しとして，けんかやふざけあいであっても，児童・生徒が感じる被害性に着目し，いじめを認知するなど，「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されました。２０１６（平成２８）年度の全国いじめの認知件数が，過去最多となり，調布市においても，２０１７（平成２９）年度の認知件数が過去最多となりました。いじめは，どの子ども，どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」に基づく，「未然防止」，「早期発見」，「早期対応」，「重大事態への対処」の４つの段階のポイントを念頭に，各学校をはじめ関係機関と連携しながら，いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。

●「特別の教科 道徳」の全面実施（小学校は２０１８（平成３０）年４月１日，中学校は２０１９（平成３１）年４月１日）を踏まえ，答えが一つでない道徳的な課題に対し，児童・生徒が主体的に向き合い，考え議論する道徳授業への転換を図るため，具体的な授業の充実に取り組んでいく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的，ねらいなど)
1	命の教育の推進 （指導室）	「命」の授業の実施や「いのちと心の教育」月間を通して自他の生命（いのち）を大切にすることや，他者との違いを理解し，互いに認め合うことができる，心豊かな教育活動を推進します。
2	人権教育の推進 （指導室）	人の尊厳を重んじ，互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し，いじめの未然防止等に取り組むとともに，障害，国籍，性別等，多様性を認め合う，心のバリアフリー教育を推進します。
3	道徳教育の推進 （指導室）	道徳の教科化を踏まえ，児童・生徒が主体的に深く考え，議論するなど，道徳授業の質の向上を図ります。また，道徳授業地区公開講座の実施を通じ，保護者・地域と連携した道徳教育を推進します。
4	体験活動の推進 （指導室）	宿泊を伴う移動教室の体験学習や，中学生職場体験など，集団行動や社会との接点となる体験を通じて規律性，社会性，協調性の育成に加え，達成感や成功体験の機会を充実させ，課題を最後までやり抜く姿勢を育成します。

4 点検・評価(CHECK)　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値(R4年度)	基準値(プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 上段：小学生，下段：中学生 ※全国学力・学習状況調査	100%	95.2%	96.9%	96.2%	調査未実施	96.2%	－
	100%	92.8%	94.5%	92.9%	調査未実施	94.7%	－

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・感染症の影響により，職場体験，スキー教室などの体験活動等，様々な事業が計画どおりに実施できなかった一方で，実施日の延期やオンラインを活用するなど工夫を凝らしながら，多様な教育活動を展開することで，豊かな心の育成を推進することができたため。 ・成果指標は，直近の数値である令和元年度と比較すると，小学校においては同数値，中学校においては上昇したことで，小・中学校ともにプラン策定時の基準値を上回り，目標値に近づくことができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命の教育の推進 （指導室）	○自助・共助の意識を醸成する「命」の授業 ・各学校において実施する「命」の授業を実施するに当たり，国や東京都教育委員会の指導資料を周知し，市立学校全児童・生徒の自助・共助意識の醸成に努めた。 ○「調布市防災教育の日（令和３年4月24日」や「いのちと心の教育」月間（12月）において，「命」の授業を実施することで，自他の生命を大切にすることや，他者との違いを理解し，互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進した。 ○ＳＯＳの出し方教育の実施 ・長期休み前及び休み明けに，児童・生徒が相談できる環境を整備するとともに，自殺予防に関する知識を身に付けるため，ＳＯＳの出し方に関する指導を行った。 ○児童・生徒に対する救命講習の実施 ・小学校第６学年の児童（1,807人），中学校第３学年の生徒（1,213人）が，心肺蘇生やＡＥＤ，異物除去，止血法などを身に付けることができた。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響による救命講習の人数制限などから，一部の学校は普通救命講習ではなく，代替として，胸骨圧迫やAEDを中心に普通救命講習よりも短時間で学べる救命入門コースを受講した。 ○教員に対する上級救命講習の実施 ・新規１４４人，更新１５５人の教員が受講した。 ・人命救助のための知識・技能を持った教員の育成・学校体制を構築した。 ○応急手当普及員講習の実施 ・新規１４人，更新１５人の教員が受講した。 ・小学校２０校・中学校８校について２人の教員が資格を所持し，救命救急に関する知識を児童・生徒及び教員に還元する体制を維持した。
2	人権教育の推進 （指導室）	○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・子どもに関する人権課題に重点を置き，いじめに関する授業を年間３回実施し，いじめは人間として絶対に許されない人権侵害であることを理解させ，よりよい集団生活を築こうとする態度の育成を図った。 ・「人権教育プログラム（令和３年３月東京都教育委員会）」及び「いじめ総合対策【第２次・一部改訂】（令和３年２月東京都教育委員会）」を活用した校内研修を各校において実施した。 ○人権に配慮した指導の充実 ・指導室訪問や指導主事の小・中学校訪問の際に，人権に配慮した指導に係る助言を行った。特に令和３年度は，新型コロナウイルス感染症による差別・偏見防止の観点における指導を重点的に実施した。その際に東京都教育委員会作成の「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」や東京都教職員研修センター作成の「止めよう差別の感染　広げよう感謝の心」を活用した指導を行った。 ◆年３回の人権教育推進委員会は，感染予防の観点から，開催方法を工夫したうえで実施した。第１回（動画視聴）は，人権教育の考え方や「人権教育プログラム（令和3年３月東京都教育委員会）」の変更点を中心に動画を作成し，自校の人権教育の課題や今年度の取組について考える機会とした。第２回（オンライン研修会）では，講師を招聘し，持続可能な社会ESD，SDGsについての視点から，人権教育課題解決に向けた，学校教育における取組について研修を実施した。第３回（書面開催）では，人権尊重教育推進校の成果を書面で共有した。
3	道徳教育の推進 （指導室）	○小・中学校全校における道徳授業地区公開講座（東京都教育委員会事業）の実施 ◆授業公開や意見交換会については，通常通り実施できた学校があったほか，感染状況により通常の実施が難しい場合であっても，学校への参集型とオンライン型の併用による実施を試行するなど，各校工夫を凝らした取組を実施した。 ○「特別の教科　道徳」の充実 ・児童・生徒が道徳的問題について，自己の考えをもち，それらを交流することで，考えを広げたり，深めたりできるよう，授業改善への指導・助言を行った。 ・児童・生徒用のモバイル端末を活用し，全員の考えをモニターに映すなどして，考えの共有や自己の考えの再構築など，自分事として考える機会の充実を図った。 ・指導室訪問や校内研修等において，適正な道徳科の評価について指導・助言を行った。 ・「ふれあい月間（6月・11月・2月）」において，小・中学校全校でいじめに関する指導を実施した。
4	体験活動の推進 （指導室）	○様々な体験活動を通じた児童・生徒の規律性・社会性・協調性等を育成する機会の創出 ◆中学校第１学年木島平移動教室は中止としたが，小学校第５学年八ヶ岳移動教室を従前の２泊から１泊に縮小して実施したほか，第６学年日光移動教室は予定通り２泊で全校実施，中学校第３学年修学旅行は５校実施，３校代替活動を実施するなど，感染状況を踏まえながら工夫して実施した。 ◆中学校第２学年生徒を対象とした職場体験は中止としたが，オンラインや電話等を活用し，働くことについてのインタビューを行った。各校の取組を職場体験実行委員会において，全校で共有し，次年度以降の取組に生かせるようにした。また，キャリア教育の充実に向けて，年間指導計画の見直しを行うよう，指導を行った。 ・環境教育の推進（多摩川を利用した自然体験学習，クリーンプラザふじみへの社会科見学）

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業 （所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
1	命の教育の推進 （指導室）	○命の教育の充実 ・引き続き，「命」の授業や「いのちと心の教育」月間に計画的に取り組むとともに，取組の質の向上に向けて校長会，副校長連絡会等を通じて指導を行っていく。 ○児童・生徒の自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の充実を図る。 ○児童・生徒のいじめへの正しい理解の促進 ・成果指標である「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解できていない児童・生徒については，個々の状況を把握したうえで，個別指導を促す。 ・引き続き，法の定義に基づいたいじめの認知が行えるよう，指導を行う。 ○教職員を対象としたいじめに係る研修の充実 ・いじめに係る内容の校内研修を確実に実施し，教職員のいじめに対する正しい理解，校内体制の構築，組織的な対応の強化を行う。 ○児童・生徒のいじめ，不登校等の課題への対応 ・児童・生徒理解を軸とした指導の徹底を行う。 ・学校の対応力強化が図られるよう，校長会等を通じて指導・助言を行う。 ○ＳＯＳの出し方教育の充実 ・悩みや不安などを相談できる体制を充実させるとともに，ＳＯＳの出し方教育を特別活動（学級活動）の生活づくりや健康保全，体育・保健体育の不安やストレス等への対処といった各校の教育課程に確実に位置付けるよう促し，学校が意図的・計画的に実施できるようにする。 ○性犯罪・性暴力から身を守る教育の充実 ・文部科学省から出されている「生命の安全教育」の教材を活用した授業について，教育課程に位置付けるよう促し，学校が計画的に実施できるようにする。 ○普通救命講習及び応急手当普及員の促進 ・児童・生徒への普通救命講習の受講を引き続き推進する。また，教員の応急手当普及員を各学校最低１人以上配置できるよう講習会の調整を行うほか，応急手当普及員集合研修を実施し，普及員が教職員向けの校内研修を効果的に進められるようにする。
2	人権教育の推進 （指導室）	○各小・中学校における人権教育全体計画及び年間指導計画に基づいた指導の推進 ・「インターネットによる人権侵害」，「性同一性障害」など，多様な人権課題について指導の充実を図り，人権意識の向上を図る。 ・中堅教員資質向上研修などの研修を通して，人権教育の普及・啓発ができる人材育成を行う。 ・生活指導主任会及び人権教育推進委員会における研修，体罰防止研修等により，人権尊重を前提とした生活指導や児童・生徒理解に即した指導の徹底を図る。 ・指導室や指導主事の学校訪問における人権に配慮した視点の指導・助言の実施 ◆新型コロナウイルス感染症による感染者や濃厚接触者，医療関係者やワクチン未接種者に対する偏見，差別，いじめが起こらないよう，様々な教育活動において，引き続き人権教育を推進していく。
3	道徳教育の推進 （指導室）	○道徳科における指導と評価の一体化の推進 ・初任者研修，２・３年次研修等の若手教員育成研修の機会を通じて，道徳科の指導と評価の一体化が図られるよう，指導を行う。 ・指導室訪問を通じた指導・助言の充実を図る。 ○モバイル端末を活用した授業の充実 ・モバイル端末を活用した道徳科の授業の充実について，調小研や調中研と連携し，研究の推進を図る。 ○学校教育全体で育む豊かな心 ・道徳科の授業と教科等の指導や生活指導を往還させながら，学校教育全体で，豊かな心の育成の充実を図る。 ○東京都教育委員会作成の指導資料を活用した道徳授業地区公開講座の全校実施 ・意見交換会の形式の工夫（リモート・動画視聴・アンケート形式等） ・ＤＶＤ「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」，教員用リーフレット「学校・家庭・地域が一体となって子供たちの心を育むために」等を活用する。 ・東京都教職員研修センター発行の「道徳校内研修ノート」の周知を図り，校内研修において活用できるよう指導・助言を行う。
4	体験活動の推進 （指導室）	○中学校第３学年生徒を対象とする修学旅行の実施（２泊３日） ○特別支援学級の宿泊を伴う学習の実施（１泊２日） ○環境教育の推進（野川クリーン作戦，多摩川を利用した自然体験学習，クリーンプラザふじみへの社会科見学） ○スポーツ振興課，調布市体育協会と連携した小・中学生ジュニア陸上体験教室の実施（各１回） ○一流アスリートが所属する地域の陸上クラブによる陸上出前授業（市内小中学校） ○小学校第５学年児童を対象とするハヶ岳移動教室（２泊３日） ○小学校第６学年児童を対象とする日光移動教室（２泊３日） ○中学校第１学年及び第２学年生徒を対象とする木島平移動教室（２泊３日） ◆中学校第２学年生徒を対象とする職場体験（５日間）（R4中止。各校代替の取組を検討） ○連合音楽会（小学校第５学年：１２月１日～２日） ○中学校第１学年生徒を対象とする中学校古典芸能鑑賞教室の実施 ○小学校第６学年児童を対象とする音楽鑑賞教室の実施 ○中学校第１学年若しくは第2学年生徒を対象とする音楽鑑賞教室の実施

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	2	確かな学力の育成	施策主管課長	指導室長 所　水奈

1　施策のねらい(PLAN)

新たな学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み，確かな学力の育成や新しい時代に求められる社会の様々な変化に対応できる生きる力を育成します。

2　背景(PLAN)

●近年，知識・情報・技術をめぐる変化の速さが加速度的となり，ＡＩ（人工知能）やＩｏＴ（Internet of Things）の活用等，情報化やグローバル化といった社会の変化が予測を超えて進展しています。このような予測できない社会の変化に対し，積極的・主体的に関わり合い，他者とともに課題を解決していく資質・能力を育成する必要があります。

●２０１７（平成２９）年３月に新たな学習指導要領が示され，小学校では２０２０年度から，中学校では２０２１年度から全面実施されます。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして，知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。子どもたちが新たな時代に対応した生きる力を身に付けていくため，「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた授業を通じ，生きて働く知識・技能，未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力，学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力を習得するなど，確かな学力を育成する必要があります。

3　主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的，ねらいなど)
5	基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 （指導室）	少人数・習熟度別指導等による「できる」「分かる」までの指導や，一人一人の児童・生徒の主体性を重視する指導，個に応じたユニバーサル・デザインの視点に立った授業改善等により，児童・生徒の基礎的知識・技能の習得や学習満足度の向上，できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。 理科や数学等への関心を高め，理数好きの児童・生徒の裾野を拡大させ，科学技術の土台となる理数教育の一層の充実を図ります。
6	ＩＣＴ機器の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	児童・生徒用のタブレット端末等，ＩＣＴ機器の整備・活用により，主体的な学び，魅力ある授業づくりを推進し，情報活用能力を育成します。社会が情報技術によって支えられていること，プログラムが社会の発展に大きく貢献していることなどについて，東京都教育委員会や専門機関と連携した取組等により理解を深めるとともに，プログラミング的思考（論理的に考える力）を育成します。 また，携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによる，いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 （指導室）	外国人英語指導講師（ＡＥＴ）を活用した授業の実施等，英語及び外国語活動の充実により，国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに，国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。オリンピック・パラリンピックの歴史，理念，参加国の文化等の学習を通じ，異文化や障害者に対する理解を深めるとともに，自他を認め，尊重し合う心を育成します。また，調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに，オリンピアン・パラリンピアンとの交流を通して，運動やスポーツへの関心を高め，夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上，共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。
8	学校図書館の活用推進 （指導室）	各学校に学校図書館専門嘱託員を配置することで，図書の購入，点検，整理等を行うとともに，本の貸出，レファレンスサービス，本の読み聞かせなどを行うことで，児童・生徒の主体的・意欲的な読書活動の充実を図ります。

4　点検・評価(CHECK)　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値 (R4年度)	基準値 (プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 上段：小学生，下段：中学生	3．0ｐｔ	2．4ｐｔ	1．1ｐｔ	9．6ｐｔ	調査未実施	調査内容変更のため計測不可	－
	3．0ｐｔ	0．1ｐｔ	0．2ｐｔ	5．8ｐｔ	調査未実施	調査内容変更のため計測不可	－
「自分たちで課題を立て，話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査 上段：小学生，下段：中学生	80．0%	78．6%	70．8%	71．1% ＊	調査未実施	83．5% ＊	－
	80．0%	74．6%	65．5%	65．8% ＊	調査未実施	78．6% ＊	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・感染症拡大を踏まえた夏休み期間延長時において実施した，市立全小・中学校におけるオンライン授業や３学期におけるオミクロン株感染蔓延期に実施したハイブリット型授業（対面・オンラインの併用）等を通じて，ＩＣＴ機器に関する児童・生徒の活用能力の向上，教員の指導力向上につなげることができたため。また，教室へのプロジェクターの整備や，インターネット環境が無い家庭への対応としてデータ通信契約の見直しを図るなどの環境整備に加え，小中連携教育在り方検討委員会の設置による小中連携の取組強化，外国人英語指導教師（ＡＥＴ），学校図書館の活用等を通じて，確かな学力の育成の取組を推進できたため。 ・成果指標のうち，東京都の調査項目については，調査内容の変更に伴い数値を把握することができなかったが，全国学力・学習状況調査の数値については，小学校では目標値を上回ることができたことに加え，中学校においても，直近の令和元年度の数値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

＊当該成果指標については令和元年度から削除されたため，「課題の解決に向けて，自分で考え，自分から取り組んでいたと思いますか」「自分の考えを発表する機会では，自分の考えがうまく伝わるよう，資料や文章，話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」の合わせた平均値とする。

5 取組実績，取組成果(DO)

No.	主要事業 （所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
5	基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 （指導室）	○東京方式少人数・習熟度別指導ガイドラインを踏まえた指導の実施 ・各習熟度別学級における指導方法や教材に関する工夫について，指導室職員が訪問する等の対応により指導した。 ○学習評価の充実 ・３観点となった学習評価について校内研修等による指導を実施した。「主体的に学習に取り組む態度」の観点については，更なる充実に向けた検討を進めた。 ○幼・保・小及び小・中連携の推進 ・小中連携については，学習面だけではなく，不登校の未然防止に向けた取組について，中学校区単位で情報交換を行った。 ・小中連携教育在り方検討委員会を設置し，これからの小中連携の在り方を検討した。話し合った内容を通信としてまとめ，全教職員に配布し，小・中連携の必要性の理解促進を図った。 ◆幼保小連携推進協議会については，新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催及び中止としたが，同協議会の部会である分科会が主催する懇談会等を通じて，関係幼稚園・保育園と小学校との間で就学する園児の情報を共有し，就学後の指導等につなげた。 ○地域学校協働本部における学習活動支援の取組 ・放課後学習教室，授業補助等により，学習課題の改善に取り組んだ。 ○科学センターの運営等による理数教育の充実 ◆科学センターの事業については，人数制限等の感染症対策を講じたうえで，全８回（延べ２１２人）実施した。 ○日本語指導の充実 ・海外から帰国した児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち，日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週２回程度（全６８回）実施し，延べ1,０１９人の児童・生徒が参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常の生活語等，基本的な日本語を指導する日本語指導臨時講師を学校に派遣し，延べ１６人の児童・生徒に対する指導を実施した。 ◆緊急事態宣言期間中は日本語指導教室を中止した。 ◆新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業改善 ・一人一台端末を活用した新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業の工夫を集約し，各学校に周知した。 ・オンライン授業期間に各学校を訪問し，指導方法等の指導・助言をした。 ・指導室訪問で各学校の取組を紹介し，市内の事例を共有した。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からガイドラインを改訂した。対話的な活動など他者との関わりがある活動には制限があったが，自己の考えを書く活動の充実を図るなど，思考力，表現力の育成に努めた。
6	ＩＣＴ機器の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	○ICT機器の整備及び活用促進 ・普通教室で使用するために固定式プロジェクタセット（固定式プロジェクタ，無線AP，マグネットスクリーン）を追加整備した（小学校７台，中学校１０台）。 ・次年度以降の児童・生徒数の増加に伴う教員数増に備え，教員用タブレット端末を追加整備した。当該追加整備においては，副校長の業務の一部を担う副校長補佐が使用する端末も加え，学校業務の負担軽減に資するものとした。 ・教員用端末や教室のICT機器及び児童・生徒一人一台端末のさらなる利活用促進に向け，ＩＣＴ支援員による学校訪問型の研修の実施や各種使用マニュアルの整備等，学校のニーズに応じたきめ細かな支援を実施した。また，各種マニュアルや運用方法を閲覧できるサイトを作成することで，学校業務の効率化を図った。 ◆新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校等におけるオンライン授業を実施する際に，家庭にWi-Fi環境がない児童・生徒が学びの機会を失うことがないよう，児童・生徒一人一台端末のデータ通信契約を適正化した。 ○校務支援システムの運用 ・令和２年度から稼働を開始した校務支援システムについて，さらなる利用の定着及び活用支援として，システム研修である「新任・転任者研修会（令和３年５月６日）」，「年次更新研修（令和４年３月９日）」を実施した。 ○各小・中学校におけるタブレット端末の活用率実態調査 ・教員の授業時におけるタブレット端末活用状況調査を毎月１回実施し，前年度と比較するなどにより，活用率の向上に向けた検討を進めた。 ・児童・生徒一人一台端末について，データ通信量や学習支援ソフトのログイン回数に基づいた活用状況調査を毎月１回実施し，活用率の向上に向けた検討を進めた。 ○ＩＣＴ教育推進委員会における情報共有 ・各学校における効果的なＩＣＴ機器の活用方法等について教員の理解を深め，ＩＣＴ機器を活用した授業力を高めることを目的に全７回開催した。 ・開催時期のタイミングに合わせ，議題を設定することで，効果的な情報交換の場とするとともに，現場ニーズを迅速に把握する機会となった。 ・令和３年９月の市内一斉オンライン授業の際には，各校の取組について活発な情報共有が行われ，市内全体としてのICTスキル向上に寄与するものとなった。
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 （指導室）	○国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成 ○英語教育推進委員会における研究等の推進 ・ZOOMを活用し小学校の代表教員１９名が小学校英語専科教員の授業を参観する研修を通じ，指導方法の共有や指導力の改善，研鑽に努めた。 ○グローバルな人材の育成 ・外国人英語指導講師（ＡＥＴ）を活用した授業を小・中学校全校で実施した。 ○オリンピック・パラリンピック教育の充実 ・ハードル走，走り幅跳びなど各学校が希望した陸上種目について，オリンピアン等による出前授業を行った。 ・小学生ジュニア陸上体験教室では，走り方の基礎・基本を実践形式で指導した。現役のオリンピアンをゲストに招待したことから，参加希望者が募集定員を大きく上回り，大盛況であった。 ・中学生ジュニア陸上体験教室では，市内在住の中学生を対象に全２回走り方のフォームやタイムトライアル等，脚力の向上を目指した取組を実施した。 ・日本財団パラスポーツサポートセンターによる「あすチャレ！スクール」を市内４校の小・中学校で実施した。講師のデモンストレーションやパラスポーツ体験，講話などを通して，障害への理解を深め，夢や希望をもつことの大切さを学んだ。
8	学校図書館の活用推進 （指導室）	◆コロナ禍における学校図書館の活用 ・感染症対策を講じながら学校図書館を開館し，児童・生徒が図書に触れる機会を確保した。 ・各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき，学校司書と司書教諭（図書主任）が連携を図りながら，学校図書館活用に向けた取組を推進した。 ◆年２回の学校図書館運営連絡協議会を書面開催とし，コロナ禍における学校図書館の対応事例や文部科学省が作成した学校図書館の運営に関する資料を紹介し，学校図書館の活用促進を図った。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく図書指導を行い，日ごろから団体貸出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど，市立図書館と連携した読書活動を推進した。 ○読書活動の推進 ・小・中学校全校の学校司書が連携し，ブックリスト「本のたからばこ」（小学校），「ほんとのであい」（中学校）を作成するなど読書活動を推進した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業 （所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
5	基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成 （指導室）	○「令和の日本型学校教育※」の構築を目指した取組の推進 ・個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて，学校のリーダーとして育成したい主任教諭（学校マネジメント講座受講者）に対して，校長が講義・演習を実施する。 ○長期欠席等の児童・生徒に対する学習保障 ・一人一台端末を活用した対面とオンラインによるハイブリット授業について，指導方法及び端末等環境の両面から最適な方法の確立を目指し，引き続き各小・中学校と連携して取り組む。 ・「ちょうふの教育」などの発信媒体を活用し，モバイル端末の活用や新たな学習モデルについて，保護者・地域に対して周知していく。 ・一人一台端末の活用をさらに促進できるよう各学校に指導・助言する。 ○幼・保・小及び小中連携の推進 ・小学校入学後において，教員が児童の実態に応じた指導ができるよう，幼稚園・保育園の訪問を行い，状況把握に努める。 ・中学校区単位で不登校の未然防止の取組について検討する。 ○地域学校協働本部を活用した学習活動支援の取組 ・地域人材等を活用した放課後学習教室や授業補助を行うことで，児童・生徒の学習支援の充実を図る。 ○少人数指導講師の配置，科学センターの運営等による理数教育の充実 ・児童・生徒個々の学習課題に対応できるよう全学年において少人数学習を推進する。 ・科学センターについては，市内の私立高等学校や企業から講師を招聘し，実験を中心とした講座を１０回開設する。 ○日本語指導の充実 ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて，個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の充実を図る。 ◆新型コロナウイルス感染防止対策を講じた授業改善 ・引き続き，家庭学習と授業との関連をもたせた学習の推進を図り，学習の定着を促す。また，一人一台端末を活用した対話的な学習や協働的な学びが行えるよう，事例の収集を行い，学校へ周知していく。 ※令和の日本型学校教育とは，学校教育が直面している課題を解決するため，子どもたちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ，さらに発展させ，新しい時代の学校教育の実現を目指していくこと（文部科学省資料要約）。
6	ＩＣＴ機器の整備・活用と情報教育の推進 （指導室）	○中・長期視点に立った計画策定 ・次期調布市教育プランの策定にあたり，教育委員会及び学校等の学校教育に関わる主体が共通の認識のもと教育の情報化に取り組み，教育の質を向上することを目的に，（仮称）調布市教育の情報化推進計画を策定する。 ・現行のネットワーク機器が更新時期を迎えることから，上記計画と整合を図りつつ，日々発達する情報通信技術の動向を踏まえた上で，必要な端末及びネットワーク構成，通信環境について整備方針の検討を進める。 ○環境整備 ・増加する普通教室へ固定式プロジェクタセット（固定式プロジェクタ，無線LANアクセスポイント，マグネットスクリーン）の追加整備を行うほか，その他教室（特別支援学級教室，特別教室等）のICT環境の充実を図る。 ・タブレット端末を活用したＩＣＴ教育を推進するため，インターネット回線を更新することで学校における通信環境の改善を図る。 ・今後の児童・生徒数及び教員数の増加状況に応じ，タブレット端末の追加整備について検討する。 ○利活用促進 ・児童・生徒一人一台端末の実践事例について，市内の小・中学校で事例を共有できる仕組みを構築する。 ・ＩＣＴ支援員の配置を継続し，各学校のニーズに合わせた授業支援及び校内研修により，教員のＩＣＴを活用した指導力の向上に向けた取組を推進する。 ○小・中学校におけるタブレット端末活用率の実態調査 ・教員，児童・生徒の活用状況（回数や何に活用したか）を把握し，その結果を校長会等と共有するなどにより，活用率の向上を図る。 ○情報モラル教育の推進 ・クラウドサービスを活用するに当たり，ルールやマナーなど，情報モラル教育の充実を図る。 ・課題のある活用方法について把握するとともに，適時，各学校と共有し，児童・生徒が課題について考える機会の充実を図る。
7	グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進 （指導室）	○外国人英語指導講師（ＡＥＴ）を活用した授業実践の充実 ・小・中学校全校における外国語活動・外国語の授業において，教員が作成した指導計画を基に，ＡＥＴの活用による積極的なコミュニケーションを促す等の指導の充実を図る。 ○小学校英語教育推進委員会の再編 ・小学校から中学校への円滑な接続を目的に，小・中学校の教員による合同研修を実施し，情報共有を図る。 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 ・「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組を推進する。令和４年度は，５つの資質のうち「ボランティアマインド」「障害者理解」「豊かな国際感覚」を重視して教育活動を展開するよう指導・助言を行う。
8	学校図書館の活用推進 （指導室）	○各学校の学校図書館運営体制の整備 ・学校図書館運営連絡協議会で情報共有を図りながら，各校の学校図書館全体計画及び年間指導計画に基づき学校図書館の活用を推進する。 ○学校司書の資質・能力の向上及び司書教諭・図書主任との連携 ・学校司書が学校図書館を適切に運営できるよう，資質・能力向上を目的とした研修を実施するとともに，司書教諭（図書主任）による授業支援等による学校図書館の体制を整備する。 ・各校において学校図書館マニュアルに基づき，司書教諭・図書主任の主導による学校図書館の活用を推進する。 ○市立図書館の活用及び連携 ・「調布市子ども読書活動推進計画」に基づく読書活動を推進し，調べ学習や学級文庫の団体貸し出しや市立図書館ガイダンスを利用するなど，市立図書館との連携を推進する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	3	健やかな体の育成	施策主管課長	指導室長 所　水奈

1 施策のねらい(PLAN)

健康の保持増進，体力の向上や食育の取組に加え，規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて，健やかな体を育成します。

2 背景(PLAN)

●２０１７（平成２９）年度東京都児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査における調布市の結果は，前年度との比較では全体的に向上しましたが，各種目の合計である体力合計点が東京都平均に達していない学年があります。体力は，人間のあらゆる活動の源であり，健康な生活を営む上で重要であることに加え，物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており，人間の健全な発達・成長を支え，より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。
子どもの時期に活発な身体活動を行うことは，成長・発達に必要な体力を高めることはもとより，運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い，病気から身体を守る体力を強化し，より健康な状態を作っていくことにつながるため，学校における体育活動を通じて，スポーツの楽しさに気づかせることも，生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。

●近年，偏った栄養摂取，朝食欠食といった食生活の乱れや，肥満・痩身傾向など，子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。「よく食べ，よく動き，よく眠る」（調和の取れた食事，適切な運動，十分な休養・睡眠）という健康３原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け，子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り，育て，働きかけていくことが必要とされています。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
9	体力向上への支援 （指導室）	全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査の結果を分析し，課題を明確にしたうえで，体育授業の改善，「一校一取組，一学級一実践」運動，コオーディネーショントレーニング，オリンピック・パラリンピック教育推進校（小・中学全２８校が東京都教育委員会から指定）としての取組や，小学生タグラグビー大会の実施，中学生「東京駅伝」大会への参加など，体育・健康に関する取組を学校全体で展開し，児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに，チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。 また，学校支援地域本部（地域学校協働本部）の取組として，水泳指導員や運動部活動における外部指導員等，地域人材等の更なる活用を推進します。
10	食育の推進 （学務課，指導室）	児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し，生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう，食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに，地場農産物の活用，給食の時間を活用するなど，学習活動や家庭・地域との連携を図りながら，食育を推進します。 また，学校だけでなく，市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで，児童・生徒の食育を推進します。

4 点検・評価(CHECK)　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
東京都「児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 上段：小学生，下段：中学生	東京都の平均を上回る	▲2.5ｐｔ	▲4.4ｐｔ	▲4.7ｐｔ	調査未実施	▲3.9ｐｔ	－
		▲2.7ｐｔ	▲1.7ｐｔ	▲6.7ｐｔ	調査未実施	2.5ｐｔ	－
体育の授業における，体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国体力・運動能力・運動習慣等調査（児童・生徒質問紙調査） 上段：小学生（上段男　下段女） 下段：中学生（上段男　下段女）	７５．０％	７１．５％ ６９．３％	７２．３％ ６９．９％	７５．２％ ７２．５％	調査未実施	６８．０％ ６１．６％	－
	７０．０％	６２．０％ ５８．２％	６７．５％ ６１．５％	５８．９％ ５８．２％	調査未実施	５７．８％ ６１．６％	－

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・感染症の影響による制限があるなか，工夫を凝らしながら，体育の授業，運動部活動を実施したことに加え，オリンピック・パラリンピック教育の取組としてプロアスリートによる「小・中学生走り方教室」の開催等を通じた体力向上の取組のほか，市内の最先端技術を活用した取組と連携（産学官連携）した食育指導等により，健やかな体の育成の取組を推進できたため。 ・成果指標については，体力合計点に関する東京都と調布市の比較では，中学校では東京都の平均を上回り，小学校では，東京都の平均を下回ったものの，直近の令和元年度から比較すると上昇することができた一方で，体育の授業において体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合は低下し，目標値・プラン策定時の基準値を下回ったため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業 （所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
9	体力向上への支援 （指導室）	○一校一取組・一学級一実践 ・各小・中学校が体力・運動能力に関する具体的な目標を定め，毎日・週１回程度等の期間を設定したうえで取組を推進した。 ◆体育や保健体育の授業における感染症対策の留意点を「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に示すとともに，指導・助言を行った。 ○「国際的なスポーツ大会を契機とした体力向上事業」を活用した運動する機会の確保 ・北京オリンピック日本代表の堀籠 佳宏 氏をはじめとした一流アスリートを指導者として，ハードル走，走り幅跳びなど各学校が希望した種目で学校への出前授業を行った。 ・中学生ジュニア陸上体験教室では，10000mやハーフマラソンの元日本記録保持者である片岡 純子 氏を講師として招聘した。市内在住の中学生を対象に走り方のフォームやタイムトライアル等を全２回実施し，脚力の向上を目指した取組となった。 ・小学生ジュニア陸上体験教室では，講師としてアテネオリンピック４×４００mリレー４位の伊藤 友広 氏を，ゲストとして東京オリンピック１００mハードルで準決勝出場の寺田 明日香 氏を招き，走り方の基礎・基本を実践形式で指導を行った。参加希望者が募集定員を大きく上回り大盛況であった。 ○地域学校協働本部事業 ○地域学校協働本部の事業を活用し，部活動外部指導員を中学校全校の部活動で活用した。
10	食育の推進 （学務課，指導室）	○学校における食育の実践 ・小・中学校全校において，食に関する指導の全体計画と年間指導計画に基づく指導を行った。 ・給食食材の観察や皮むき等の体験，食材を生産している農家の見学など，地場農産物を活用した学習活動を実施した。 ・小学校の教職員向け「食に関する指導（平成31年3月改訂版）」に基づき，各小学校で1，２学期に食物アレルギーに関する指導を行った。 ◆コロナ禍において，手洗いの徹底や全員が同じ方向を向いて喫食するなど，工夫を凝らしながら，学校給食の提供を通じた食育指導を実施した。 ○教育委員会が主催する事業に加え，市との共催による食育推進事業の実施 ・市内における最先端技術を活用した取組と連携（産学官連携）し，給食を通じた地産地消の取組と併せて，市内で取り組む新しい農業技術についてタブレット等を活用して学ぶことにより，デジタル化に対応した食育の推進に取り組んだ。 ◆教育委員会主催の事業としては，学務課と連携してエピペン投与シミュレーション研修，学校管理職対象食物アレルギー研修を，オンデマンド研修（動画配信）で実施した。 ◆親子料理教室「野菜たっぷり！和食ごはん」（動画配信）を実施した。 ◆食育講演会「再発見!日本の食文化 次世代につなぐ郷土の食」（動画配信）を実施した。 ・食器・食具の充実に向けて，小学校２校・中学校２校にフォークを導入した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業 （所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
9	体力向上への支援 （指導室）	○資質・能力の育成を目指した授業改善 ・児童・生徒が単元の目標を明確に理解したうえで，目標の実現を意識しながら学べるよう，指導・助言を行う。また，児童・生徒自身が自己の目標を設定し，ＰＤＣＡサイクルが展開できるよう，指導の充実を図る。 ・体育授業において，運動量を十分確保できるよう指導・助言を行う。 ◆「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づく，感染症対策を講じたうえで，水泳指導等，体力向上を図る取組を実施する。 ○都受託事業「Tokyoスポーツライフ推進指定地区」を活用した体力向上事業の実施 ・小・中学生ジュニア陸上体験教室をそれぞれ年１回，スポーツ振興課，体育協会との共催で実施する。 ・一流アスリートが所属する地域の陸上クラブと連携し，陸上出前授業を実施する。 ・教員の体育における指導力向上を目指し，実技研究の充実を図る。 ○地域学校協働本部事業の活用 ・中学校の部活動において引き続き，外部指導員を活用し，基礎体力の向上及び専門的技能の習得を図る。
10	食育の推進 （学務課，指導室）	○給食時間の活用 ・各小・中学校の学習活動や家庭・地域との連携を図りながら，食に関する基本的な知識や食習慣の指導を行うとともに，地場農産物を給食で使用するなど，学校と市内農家の連携した取組を推進する。 ・食器・食具の充実に向けて，給食室の改修工事に伴い，環境を整備しながら，段階的にフォークの導入を進める。 ○親子料理教室の継続実施 ○食育講演会の実施 ・組織横断的に連携を図り，広く市民へ食に関する情報提供と食育の普及啓発を図る。 ・食育を学ぶ委員会等を設置し，若手教員を中心に食育を推進していく体制を整備する。 ◆食物アレルギー研修，エピペン投与シミュレーション研修を全教職員を対象にオンラインと対面のハイブリッド型で実施する。管理職対象研修は，校長及び副校長を対象にオンラインにて実施する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	4	個に応じたきめ細かな支援	施策主管課長	指導室長 所　水奈

1 施策のねらい（PLAN）

全ての児童・生徒が，自己の能力を発揮し，生き生きと学校生活を送ることができるよう，学校，関係機関が連携を図りながら，個に応じた支援を推進します。

2 背景（PLAN）

●調布市では，２０１５（平成２７）年度に策定した調布市特別支援教育全体計画（改定版）に基づき，２０１６（平成２８）年度から，支援が必要な児童が通級指導学級設置校に通う体制を改め，通級指導の拠点校から教員が巡回し，在籍校で支援が行われる校内通級教室を小学校全校に設置しました。引き続き増加傾向にある，特別な支援が必要な児童・生徒に対し，一人一人の個性を尊重し，求められる教育ニーズに対応するため，「調布市特別支援教育推進計画」に基づき，校内通級教室の体制の充実，教員・保護者・地域の障害に対する理解啓発等の取組について，関係機関等と連携を図りながら推進していく必要があります。

●２０１６（平成２８）年１２月，「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され，学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童・生徒に対する支援等に関し，国・地方公共団体の責務が規定されました。法の施行を受け，調布市では，２０１８（平成３０）年４月に，全国初の分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」を開設し，不登校生徒に対して，普通教室に相当する教育の機会を確保する取組を開始しました。不登校状態にある児童・生徒数は，調布市においては増加傾向にあり，その要因や背景も多様化しています。不登校の「未然防止」と「初期対応」に取り組むとともに，適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の運営等，子ども一人一人の実状に合わせたきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

●２０１４（平成２６）年８月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」では，生まれ育った環境により将来が左右されることがないよう，必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要であることが規定されています。また，学校を子どもの貧困対策のプラットホームと位置づけて総合的対策を推進するとともに，教育費の負担軽減を図ることとしています。調布市においても生活困難層が存在する実態を踏まえ，支援体制の充実や関係機関との連携等を推進していく必要があります。

3 主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
11	特別支援教育の推進 （指導室）	特別な支援が必要な児童・生徒一人一人の能力を最大限伸ばすため，個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成やスクールサポーターの活用，専門家チームによる巡回相談の実施等，全ての学校で特別支援教育を推進します。また，就学前の教育・保育を小学校に，また，小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ，児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう，就学支援シートの活用や幼稚園，保育園，小学校，中学校との連携に加え，子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。
12	不登校児童・生徒への支援 （指導室）	不登校児童・生徒に対して，小集団での学習・活動の場を通じた対人関係能力の伸長や自立支援のための集団適応指導を行うとともに，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用や，市の関係部署，関係機関・団体と連携した取組等による支援を進めます。また，適応指導教室及び分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。
13	いじめ，虐待の防止と対応 （指導室）	いじめ，虐待については，スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて，未然防止，早期発見，早期対応等を行うとともに，文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い，関係機関と連携し対応します。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室（教育相談所）	子どもに関する様々な心配ごとについて，教育相談所で実施している来所相談や電話相談，就学相談等により，悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い，関係機関と連携を図りながら，個に応じたきめ細かな対応に努めます。
15	児童・生徒の貧困への対応 （指導室・学務課）	教育支援コーディネーター室に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実や，関係機関とのネットワークを通じた連携，就学援助制度による支援を継続します。

4 点検・評価（CHECK）　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
通常の学級において，特別な支援が必要な児童・生徒のうち，「スクールサポーター等の外部支援による対応」，「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率 上段：小学生，下段：中学生	90%	76.5%	76.5%	78.1%	84.3%	90.8%	－
	90%	53.7%	53.7%	57.4%	65.8% ＊	62.8%	－

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・新学習指導要領の全面実施にあわせた小・中学校共通の校内通級教室ガイドラインの策定及び知的障害学級教育課程ガイドラインの改定，「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組に加え，市長部局との連携による「いじめ・児童虐待防止に向けた市長メッセージ」の動画を市ホームページで発信するなど，個に応じたきめ細かな支援の取組を推進できたため。 ・成果指標は，小学校においては，目標値を上回ることができた。中学校では前年度から微減となったものの，プラン策定時の基準値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

＊　令和３年度点検・評価（令和２年度振返り）時点における数値誤りによる修正（修正前88.5%）

5 取組実績，取組成果(DO)

No.	主要事業 （所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
11	特別支援教育の推進 （指導室）	○調布市特別支援教育推進計画の取組推進 ・新学習指導要領の全面実施に合わせ，小・中学校共通の校内通級教室ガイドラインを策定し，知的障害学級教育課程ガイドラインを改定した。 ○小・中学校における特別支援教育の充実 ・小・中学校の全ての特別支援教育コーディネーターを対象にしたeラーニング研修を実施した。また，小学校特別支援学級教員を対象にした研修（全１回）や，校内通級教室担当全教員対象研修（全３回事例研修）を実施した。 ○外部機関との連携 ◆放課後等デイサービス事業所との連携に係る計画に基づき，新型コロナウイルス感染症対策を講じながら，調布特別支援学校，障害福祉課，放課後等デイサービス事業所との連携を実施した。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」の連携 ・市の関係部署や関係団体との連携を図った。 ○幼・保・小連携の支援 ・個に応じた支援の充実を図るため，就学支援シート等を活用し，配慮が必要な児童の支援に取り組んだ（就学支援シートの提出率：調布市立全小学校新入生の１３％）。 ○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実 ・都立調布特別支援学校と連携を図り，ケース会議や若手教員育成研修会を開催した。
12	不登校児童・生徒への支援 （指導室）	○「太陽の子」における教育環境及び入退室手続きの適切な運用 ・個別課題活動やグループ活動など児童一人一人の指導計画に基づく，きめ細かな対応を行うとともに，入退室に係る手続きを適切に実施した。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」によるモデル校としての取組を推進し，不登校新規数抑制に取り組んだ。また，中１ギャップによる不登校の未然防止に向け，小学校における集団指導の内容を中学校と共有し，その内容を引き継ぐよう指導・助言した。 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果と今後の課題をリーフレットにまとめ，全教職員に配布した。 ・不登校に係る委員会において，「魅力ある学校づくり調査研究事業」の成果・課題について，各学校と共有を図った。 ○不登校プロジェクト（SWITCH），メンタルフレンド，テラコヤスイッチの実施 ◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため，一部実施できなかった事業もあるが，年齢の近い大学生との交流事業を継続したことで，不登校の児童・生徒に対する，相談体制や居場所機能を確保した。 ○教員の資質向上研修の充実 ・「太陽の子」の教員を対象にタブレット端末を活用した研修を実施した。 ○「はしうち教室」の教育課程について ・教育課程の適正な実施に向けて，継続的に指導・助言を行った。
13	いじめ，虐待の防止と対応 （指導室）	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・学識を有する者，法律等に関する専門的な知識を有する者などを構成員とする協議会を開催し，いじめの早期発見・早期解決に向けた対応の重要性について協議するとともに，協議内容を校長会で共有した（年１回）。 ○いじめの未然防止，早期発見，早期対応における校内推進体制 ・いじめの認知の考え方，関係機関との連携等について，生活指導主任会で共有した（年３回）。 ・年３回の「ふれあい月間（東京都６・１１月，調布市２月）」に取り組むとともに，いじめに関する研修を年２回実施したことで，いじめの現状や解消に向けた取組について，小・中学校全校で共有した。 ・関係機関（東京西法務少年支援センター）が実施する，いじめ等の影響や児童・生徒を取り巻く環境に関する研修を小・中学校全校の生活指導主任とスクールカウンセラーが受講した。 ・スクールカウンセラー連絡会において，小学校から中学校への引継ぎを実施することで，進学先での円滑な支援につなげた。 ・市長部局との連携により，いじめ・児童虐待防止に向けた市長メッセージ動画を市HPで公開したほか，相談先の一覧表を新規で作成し，保護者や児童・生徒へ広く周知することで，いじめ・児童虐待の未然防止に努めた。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・「すこやか」などの関係機関と連携を図り，要保護児童・生徒の実態に即した支援を行った。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室 （教育相談所）	○来所相談 ・相談件数４０５件（前年度比４３件減），主訴改善により５６件の相談が終結した。新規相談件数７７件（前年度比較６件減） ○電話相談 ・相談件数１２８件（前年度比３５件減），教育相談所相談員・スクールソーシャルワーカーにより，幅広い悩みや不安を傾聴するとともに，解決策について共に考え，相談内容に応じた関係機関等への情報提供を行うなど早期解決に向けて支援した。 ・年２回チラシを配布して，電話相談等の情報提供を行った。 ○就学相談 ・相談件数４５０件（前年度比４３件増），発達検査実施件数１６９件（前年度比１４件減），学務課等と連携し，就学先の決定のほか，個々の状況に応じた丁寧な相談に努めた。 ○巡回相談 ・９３件（前年度比２件増），心理・医療等の専門家が必要に応じて各学校を巡回し，専門的な見地から子どもの支援に関する助言を教員に行った。また，学校からのニーズを検証し，相談員の構成の見直しを図った。 ○保護者支援 ◆「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を，年４回開催予定としていたが，新型コロナウイルス感染症の影響により１回中止したものの，動画配信を１回実施し，対面による講演会を２回開催した。対面による講演会には，延べ参加人数４０人（前年度比２８人減）心理の専門家・大学生・大学院生による講演や情報提供等を行った。 ○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる相談・支援（2,４３１件）を行った。

15	児童・生徒の貧困への対応 （指導室，学務課）	○スクールソーシャルワーカーによる支援 ・スクールソーシャルワーカーが相談を受ける中で経済的な支援が必要な家庭に対し，生活保護・就学援助制度・フードパントリー等の案内や手続き支援を行った。 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携 ・調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」と支援の必要な家庭などの情報共有を行うとともに，中学校校長会においても情報共有するとともに，指導・助言を行った。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により，進路指導主任会における家庭の貧困に関する研修を中止とした。 ○就学援助制度の周知等 ・市報・市ホームページ・ちょうふの教育に就学援助制度に関する情報を掲載するとともに，学校や関係部署と連携し，児童・生徒の保護者に対し，制度案内等を配布することで制度を広く周知した。また，実際に援助が必要な時期に合わせた支給を行うため，新入学予定の保護者に対し，新入学準備金を入学前に支給した。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により，家計が急変した世帯に対し必要な援助が行えるよう認定対象を拡大し，令和2年1月以降大幅に収入が減少した方や生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）を受けた方も対象に加えるとともに，希望者が申請できるよう市ホームページや学校安全・安心メールを活用し，広く周知を図った。 ○日本語指導の充実 ・海外から帰国してきた児童・生徒及び外国籍の児童・生徒等のうち，日本語による会話等に困難を有する児童・生徒を対象とした日本語指導教室を週２回程度（全６８回）実施し，在籍５３人の児童・生徒が延べ1,０１９回参加した。 ・個別指導による日本語の読み書きや作文と日常の生活語等の基本的な日本語の指導を行う日本語指導臨時講師を学校に派遣し，延べ１６人の児童・生徒が活用した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
11	特別支援教育の推進 （指導室）	○調布市特別支援教育推進計画に基づく取組推進 ・東京都教育委員会が進める特別支援教室の入退室検討委員会の報告を踏まえ，調布市立学校の校内通級教室等における入退室システムを見直す。 ・計画期間の最終年度であることから，これまでの取組の成果と課題を明らかにし，令和５年度から令和８年度までの次期計画を策定する。 ○小・中学校における特別支援教育の充実 ◆感染症対策を講じながら，特別支援教育コーディネーター，校内通級教室及び知的障害学級の教員を対象とした研修を実施する。 ○外部機関との連携 ・児童・生徒の支援に関する情報共有ができるよう，知的障害学級設置校及び校内通級教室拠点校と放課後等デイサービス事業所との連携，並びに家庭との連携強化に取り組む。 ○「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」における連携強化 ○幼・保・小の連携支援の継続 ・就学支援シート等を活用したきめ細かな支援を継続するとともに，小・中学校相互に指導内容を共有する取組を継続する。 ○特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する支援の充実 ・都立調布特別支援学校と連携し，個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容・方法を工夫する。 ・ＩＣＴ環境の整備を充実させるとともに，児童・生徒一人一台端末に，特別支援教育に係るアプリケーションを導入し，児童・生徒の教育的ニーズに応じた活用を推進する。
12	不登校児童・生徒への支援 （指導室）	○適応指導教室「太陽の子」の教育環境の充実 ・不登校児童に対し切れ目ない支援を行うため，学校等との連携強化を図る。 ○不登校の未然防止に向けた取組推進 ・「魅力ある学校づくり調査研究事業（国立教育政策研究所）」の取組を継続し，居場所づくり（児童・生徒が落ち着ける場づくり）」・「絆づくり（児童・生徒の主体的な活動による関係づくり）」の取組や不登校に係る支援委員会における支援内容，課題等を各小・中学校と共有する。 ・集団指導の振り返りをするために，ＰＤＣＡシートの有効性を不登校に係る支援委員会で共有し，各学校に活用を促す。 ・小・中連携の組織的取組を推進し，集団指導の引継ぎを通して中１ギャップによる不登校の抑制を図る。 ○不登校プロジェクト（ＳＷＩＴＣＨ） ・「メンタルフレンド」「テラコヤスイッチ」を継続する。 ・「テラコヤスイッチ」について，学びから離れてしまっている生徒が学びのきっかけを見つけることができるよう，学びの支援についても継続して実施する。 ○教員の資質向上研修の充実 ・「太陽の子」「はしうち教室」の教員を対象とした研修を実施し，不登校児童・生徒に係る教員の資質・能力の向上を図る。 ○不登校児童・生徒の家庭等への訪問による支援の充実 ・不登校初期等の児童・生徒の家庭へ訪問支援を実施し，不登校の児童・生徒への支援の充実を図る。
13	いじめ，虐待の防止と対応 （指導室）	○調布市教育委員会いじめ問題対策協議会の実施 ・いじめ問題対策協議会を開催し，いじめの早期発見・早期解決に向けた協議を継続的に行う。 ○いじめの未然防止，早期発見，早期対応における校内推進体制 ・学校がいじめに係る事案を迅速に把握し，対応できるよう，生活指導主任会において研修を実施する。 ・年３回のスクールカウンセラー連絡会等を通じて，児童・生徒及び保護者の悩みや不安に対する適切な対応について，各小・中学校と共有する。 ○子ども家庭支援センター「すこやか」等との連携 ・要保護児童等に関する対応については，引き続き「すこやか」等の関係機関と連携を図り，現認の有無の確認を必ず行うとともに，児童・生徒の実態に即した支援を行っていく。
14	個に応じたきめ細かな教育相談の充実 指導室（教育相談所）	○来所相談 ・引き続き相談者に寄り添うとともに，プレイセラピー等を通じて主訴を明らかにし，状況に応じて関係部署と連携を図ることで，主訴解決につなげる。初回面談のみ，土曜日相談を引き続き月１回実施する。 ○電話相談 ・悩みや不安の早期解決を図るため，心理・教育・福祉の専門家による丁寧な対応を継続する。 ○就学相談 ・就学先決定後も個に応じた相談・支援や学校訪問を継続するとともに，相談件数の増加に対応するため，土曜日相談を引き続き月１回実施する。 ○巡回相談 ・学校からのニーズに応じ，様々な状況の児童・生徒を支援するため，新たな巡回相談員を委嘱する。また，就学相談と連携し就学後も継続した相談を行う。 ○保護者支援 ・東京学芸大学と連携し，心理・教育の専門的な見地から，保護者が一人で悩み孤立することを防ぐため，「学校に行きづらい子どもの保護者のつどい」を継続する。 ○教育支援コーディネーターとスクールソーシャルワーカーの相談 ・学校生活における，児童・生徒の相談に対し，関係機関と連携を図りながら支援を行う。
15	児童・生徒の貧困への対応 （指導室，学務課）	○教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒，家庭への支援の充実 ○調布市子ども・若者総合支援事業「ここあ」との連携，情報交換，中学校卒業生への周知の継続 ○進路指導主任会における，進路指導と家庭の貧困に関する研修の実施 ○就学援助制度の適切な運用の継続 ・支援を必要とする全ての方が申請できるよう，広く制度を周知する。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，認定対象の拡大を継続し，希望する方に必要な援助が行えるよう，柔軟に対応する。 ○日本語指導の充実 ・日本語指導教室や日本語指導臨時講師の活用を通じて，個々の児童・生徒の実態に応じた指導内容や指導方法，学習教材の充実を図る。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	5	魅力ある学校づくりの推進	施策主管課長	指導室長 所　水奈

1 施策のねらい（PLAN）

児童・生徒の状況に応じた教育活動や，地域の特性を生かした取組を実施するとともに，教員の資質・能力の向上，また，働き方改革に取り組むことにより，魅力ある学校づくりを推進します。

2 背景（PLAN）

●２０１５（平成２７）年１２月の中央教育審議会における答申において，地域と学校が連携・協働して，地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える活動を「地域学校協働活動」とし，その推進体制を「地域学校協働本部」に発展させることが提言されました。２０１７（平成２９）年3月には，社会教育法が一部改正され，地域と学校がパートナーとして連携・協働し，社会総がかりによる教育を実現するため，「地域学校協働活動」が法律で位置づけられました。また，２０１８（平成３０）年2月の東京都生涯学習審議会における，「地域と学校の協働」を推進する方策について－中間のまとめ－の中では，従来の「学校支援地域本部」等から，より一層の連携・協働，一体的活動の充実を図るため，「地域学校協働本部」として段階的に発展させていくことが記載されました。これらの動向を踏まえたうえで，学校や地域の実態を踏まえた教育活動を展開し，特色ある学校づくりに取り組むためには，地域による学校の「支援」から，地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」の観点をより一層発展させ，地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを推進していく必要があります。

●学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し，学校教育の更なる充実が求められている一方で，教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が，教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。２０１７（平成２９）年１２月，文部科学省が「学校における働き方改革に関する緊急対策」をとりまとめたことを受け，２０１８（平成３０）年2月に東京都教育委員会が「学校における働き方改革推進プラン」を策定し「週当たりの在校時間が６０時間を超える教員をゼロとする」目標を掲げました。
調布市では，東京都教育委員会が掲げた目標を踏まえ，市立小・中学校の働き方改革を実現するため，「調布市立学校における働き方改革プラン」に基づき具体的な取組を進めることとしました。研修等の実施による教員の資質・能力のより一層の向上に加え，心身の健康の保持と，誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備するため，教員業務の見直しと業務改善の推進等といった働き方改革に取り組む必要があります。

3 主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
16	地域人材等を活用した教育の充実 （指導室）	これまで設置してきた「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」に発展させるとともに，未設置校へ計画的に設置し，様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し，地域全体で子どもたちの成長を支える体制を整備します。また，学校関係者による評価の充実を図ることで，学校・家庭・地域が現状と課題認識を共有し，学校経営の改善につなげます。また，外部指導員の活用による部活動の支援，ゲストティーチャーや学校協力員を活用した教育活動，地域の方々と連携した児童・生徒のボランティア活動等を通じて，児童・生徒が豊かな人間性を培い，生き生きとした学校生活となるよう，地域に開かれた学校づくりを進めます。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室，学務課）	農業体験や環境美化活動，登下校時の見守りなど，地域の特性を生かした取組を推進するとともに，生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制を通じて，自立心の成長を促し，それぞれの個性や可能性をさらに伸ばします。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	経験年数，教科別・課題別の研修や，校内におけるＯＪＴ研修，教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え，東京教師道場等の外部研修による教員の指導力，資質・能力の向上を図ります。 また，教員の人権意識のさらなる高揚を図るため，いじめや体罰，不適切な指導・暴言等の根絶，子どもの貧困問題，外国（海外）にルーツを持つ子ども，ＬＧＢＴ等，多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室，学務課，教育総務課）	教員業務の見直し，部活動の在り方や学校徴収金の適正化の検討等，教員の働き方改革を進めます。教員が児童・生徒のための時間を確保し，専門性を発揮できる環境を整備することで，学校教育の質の維持向上，魅力ある学校づくりにつなげていきます。

4 点検・評価（CHECK）　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
地域学校協働本部の設置校	２８校	１６校（学校支援地域本部）	１６校	２０校	２４校	２８校	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・小・中学校全校に地域学校協働本部の配置を完了したことや，特色ある学校づくり推進交付金を通じた各小・中学校の取組に対する支援，スクール・サポート・スタッフ・副校長補佐の配置を通じた学校における働き方改革の取組等，魅力ある学校づくりの取組を推進することができたため。また，コミュニティ・スクールの導入に向け，導入検討委員会を設置するとともに，令和７年度までに市立全小・中学校へ導入する全体計画を示すなど，新たな取組を具体的に推進することができたため。 ・成果指標の目標値である，地域学校協働本部の市立全小・中学校への設置を完了することができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	地域人材等を活用した教育の充実 （指導室）	○地域学校協働本部事業における統括コーディネーターの配置 ・各学校のコーディネーターの育成や事業運営に関するアドバイスを行うため，引き続き，指導室に統括コーディネーターを配置した。 ○地域学校協働本部の全校設置 ・小・中学校全校に設置が完了し，全ての学校で学習支援員をはじめとした地域人材の活用を図ることができた。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，地域学校協働本部推進委員会やコーディネーター連絡会を会場とオンラインの併用で実施した。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入検討 ・全体スケジュールを整理したほか，制度の理解促進，導入効果や課題を整理するため，コミュニティスクール導入検討委員会を設置し，学識経験者，学校長，PTA代表，地域学校協働本部地域コーディネーター等と検討を行った。 ○東京都主催のフォーラムへの参加 ・フォーラムの内容を学校運営に活用させるため，小・中学校全校と共有した。 ○学校評議員・学校関係者評価委員による学校経営の充実 ・各学校において，学校評議員会・学校関係者評価委員会を実施し，経営目標と具体的な取組について共有するとともに，取組状況について協議したことで，学校経営の充実につなげた。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室，学務課）	○特色ある教育活動の充実 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，縮小して実施したものもあるが，小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し，各校がそれぞれ特色ある教育活動を充実させた（小学校：環境美化活動，体力向上活動，SDGｓ，食育の推進，プログラミング教育，校庭芝生を活用した健康保持，伝統の鼓笛活動／中学校：重点部活動の活動推進（消耗品購入），ボランティアネットワーク(地域人材の活用)，学習環境の整備，自己の考えを伝える力の育成など）。 ○中学校学校選択制 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，多くの中学校で学校公開が中止となったが，児童及び保護者が各学校の情報を把握できるよう，９月～１０月に学校説明会を各中学校で実施し，日程を市ホームページで周知した。説明会を実施できなかった学校は，資料の配布や学校ホームページへの掲載を通じて，内容の周知に努めた。 ・児童・保護者に必要な情報を提供するため作成している，小学生向けの学校案内（全８校分）の内容を充実させたうえで，小学校６年生全家庭に配布した。また，早期の制度周知を図るため，小学校５年生向けの制度案内チラシを作成し，小学校５年生の児童に配布した。 ・学校選択制を通じ希望した全ての新入生の入学を決定したことで，個性の伸長を促進することができた。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 ・各学校の学校経営計画を踏まえたうえで，各教科において育成したい資質・能力を明確にすること，及び指導と評価の一体化を図るための授業改善について指導・助言した。 ○定期的な学校訪問 ・学校訪問を定期的に行い，各学校のＩＣＴ機器の活用における実践例等を把握し，市内の小・中学校に情報共有できるようにした。 ・初任者教員をはじめとした若手教員の授業を積極的に参観し，授業力の6要素の観点（使命感，児童・生徒理解等）から指導・助言した。 ・授業力向上推進講師の資質・能力の向上を図るため，主任教諭の授業参観を行い，実態把握を行った。 ○年３回の人権教育推進委員会の充実 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，動画視聴による開催１回，オンラインによる研修会１回，書面による開催１回を実施した。 ◆人権教育の視点から東京都教育委員会が作成した教材を活用し，新型コロナウイルス感染症に感染者に対する偏見・差別の防止に関する指導・助言を行った。８月には中堅教諭等資質向上研修として「人権教育」の集合研修を実施し，教員の人権教育に資する指導力向上に努めた。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室，学務課，教育総務課）	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 ・令和３年４月から，出勤簿等の電子化を整備し，教職員の在校時間を把握できる環境を整え，令和３年度においては約３割の教員がプランに定めた在校時間（週当たりの在校時間が60時間）を超過して勤務している実態を確認した。 ・全校一斉閉校日及び夏季休業期間を小・中学校全校において原則として統一し，長期休業中に休暇を取得しやすい環境整備を行った。 ・スクール・サポート・スタッフ及び副校長補佐を学校の要望に応じて増配置することで人的支援を行い，教員の負担軽減及び学校教育の質の維持向上を図った。 ○校務改善の推進 ・令和２年度から稼働を開始した校務支援システムについて，さらなる利用の定着及び活用支援として，システム研修である「新任・転任者研修会」，「年次更新研修」を実施した。 ○給食費等の管理の効率化 ・令和元年度に導入した学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに，適切なデータの管理や請求データの作成など，業務のアウトソーシングを図った。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
16	地域人材等を活用した教育の充実 （指導室）	○地域学校協働本部推進委員会，管理職連絡会，地域コーディネーター連絡会の定期的な開催 ・管理職やコーディネーター同士の情報共有を図ることで，事業のさらなる活性化につなげる。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により，対面による委員会が開催できない場合は，オンラインを併用して開催する。また，統括コーディネーターが学校を訪問し，指導・助言することで地域学校協働本部の円滑な運営を支援していく。 ○開かれた学校経営の推進 ・学校経営計画を着実に推進するため，引き続き，学校評議員，学校関係者評価委員制度を活用する。 ○コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入に向けた検討 ・導入検討委員会での検討を引き続き進めるとともに，モデル校において準備委員会を開催し，地域住民を含めた関係者の理解と啓発を図るなかで，令和５年４月にモデル校３校（小学校２校，中学校１校）の導入を目指す。 ・小・中学校全校に設置した地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの一体的な推進により，教育活動の更なる充実や活性化を図る。
17	特色ある教育活動の推進 （指導室，学務課）	○特色ある教育活動の充実 ・小・中学校全校に特色ある学校づくり推進交付金を交付し，各校が特色ある教育活動を推進するための支援を行う。 ○中学校学校選択制 ・児童や保護者が適切に学校を選択できるよう，引き続き，必要な情報を分かりやすく提供する。 ・受入定員を定めるなど，学校規模の格差などが極力生じることのないよう配慮し，児童が自分の個性等にあった学校を主体的に選択することができるよう実施する。
18	教職員の指導力・人権意識の向上 （指導室）	○「授業改善推進プラン」に基づく取組 ・学校経営計画と関連させ，各教科において育成する資質・能力を明確にするとともに，市民にも公開するなど，社会に開かれた取組にしていく。 ・各教科で授業改善をどのように取り組むか具体的な取組を示させる。 ○定期的な学校訪問 ・指導室訪問以外にも学校訪問を定期的に実施し，各学校における一人一台モバイル端末等の取組状況を把握し，効果的な使用方法について助言するとともに，その内容を小・中学校全校で共有する。 ・特別支援学級及び校内通級教室を担当する教員を対象に，個別の教育支援計画等の立案に関する研修を実施する。 ・通常学級の教員に対する，特別支援教育に関する研修を企画・実施する。 ○年３回の人権教育推進委員会の充実 ・人権教育プログラムを活用し，人権教育の視点を明確にした指導に関する研修を実施する。
19	学校における働き方改革の推進 （指導室，学務課，教育総務課）	○「調布市立学校における働き方改革プラン」の推進 ・現プラン（平成31年1月策定）策定後の国・都の動向を反映させ，調布市の実態に即したプランへと改訂する。 ・教員の勤務実態を把握しながら，新プランに位置付ける各取組の進行管理を行っていく。 ・校務支援システムの活用促進のため，引き続き「新任・転任者研修会」，「年次更新研修」など各研修の充実を図る。 ・スクール・サポート・スタッフや副校長補佐等の配置を一層充実させ，教員の業務軽減を図り，在校時間の縮減を進める。 ・令和４年度に新規で配置した部活動指導員の導入効果を検証し，今後の活用を検討する。 ・長時間勤務またはストレスチェックの結果に基づき高ストレスの教員への産業医による面接指導を実施する。 ・会議・研修をオンラインにより実施するなど，移動時間の縮減に努める。 ・教員が作成した資料のうち，効果的・効率的な資料については，好事例として共有することで，授業づくりなど日々の業務改善に反映させる。 ○給食費等の管理の効率化 ・更なる業務の効率化を図るため，学校徴収金システムの円滑な運用を図るとともに，引き続き，適切な業務のアウトソーシングを推進する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	6	安全・安心な学校づくりの推進	施策主管課長	学務課長 丸山　義治

1 施策のねらい(PLAN)

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し，安全・安心な学校づくりを推進します。

2 背景(PLAN)

●近年，学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や，登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故，また，地震，台風・集中豪雨等の自然災害，熱中症事故等が発生し，学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。また，児童・生徒が主体性をもってこれらの災害，事件・事故等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ，自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。

●２０１２（平成２４）年１２月，調布市立学校において，食物アレルギーによる児童死亡事故が発生しました。このような事故を二度と起こさないためにも，２０１３（平成２５）年１１月に策定した「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づく，食物アレルギーに関する正しい知識・技術の習得等，再発防止に向けた取組を徹底し，安全・安心な学校づくりを進めていく必要があります。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的，ねらいなど)
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課，指導室）	食物アレルギーのある児童・生徒に対し，医師の診断や給食施設の状況等により，対応可能な範囲で給食を提供します。また，アレルギー対応専用調理室を給食室の改修工事にあわせ計画的に整備することに加え，校内研修・訓練を実施し，教職員の意識・知識・技能の向上に努めるなど，事故を風化させない取組や，学校における食物アレルギー対策を進めます。
21	安全教育の推進 （教育総務課，指導室）	調布市防災教育の日における，避難訓練や引き渡し訓練，避難所開設訓練等を通じて，児童・生徒の自助・共助意識を養い，自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。また，セーフティ教室の実施や「学校危機管理マニュアル」の活用等を通して，安全確保のために必要な事項を実践的に理解し，進んで安全で安心な社会づくりに参加し，貢献できるような資質や能力の養成を図ります。
22	児童・生徒の安全確保の推進 （学務課，社会教育課，教育総務課）	通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施，通学路標示板の更新，通学路マップの作成配布による啓発，児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに，子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど，保護者・地域と連携した安全対策を図ります。また，室内化学物質による児童・生徒の健康被害を防ぐため，「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」及び「調布市立学校おける室内化学物質対応マニュアル」を遵守し，継続的にシックハウス対策を講じ，情報収集に努めることにより，安全・安心な学習環境を提供します。

4 点検・評価(CHECK)　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値(R4年度)	基準値(プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
調布市防災教育の日の参加者数	30,000人	29,935人	30,933人	30,870人	中止	17,218人	－

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・「食物アレルギー対応マニュアル」の改訂による誤食事案防止に向けた運用改善，通学路の「緊急合同点検」の実施（２０校・６７箇所），防犯カメラの増設（２０台）に加え，「調布市立学校における感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」の適切な運用・改訂，保健衛生用品の購入を通じた学校における感染症対策の取組支援等，安全・安心な学校づくりを推進することができたため。 ・成果指標については，感染症の影響により「調布市防災教育の日」では，保護者や地域住民の参加中止により，参加者数は減少したものの，感染症対策の工夫を講じたうえで，児童・生徒に対する「命」の授業，避難訓練や市職員による市統一テーマ訓練を市立全小・中学校において実施することができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業 （所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課，指導室）	○学校給食における食の安全・安心の確保に向けた取組 ・食物アレルギー事故防止対策の更なる改善を図るため，専門医・学校教職員等で構成する「食に関する検討委員会」での協議を踏まえ，食物アレルギー対応マニュアルの改訂を行った。 ・調布市医師会との連携により，セカンドオピニオンとして指定医療機関の受診を勧める取組を継続した。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市基本計画に基づき，柏野小学校の給食室改修工事に合わせ，食物アレルギー対応専用調理室の整備及び食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を図った。 ・令和４年度に計画している国領小学校の給食室改修工事に向けた設計を進めた。 ○緊急対応，児童・生徒への食の指導 ◆アレルギー対応ホットラインの運用を継続し，東京慈恵会医科大学第三病院及び狛江市との定期的な運営会議を書面及びオンラインで実施した。 （ホットライン対象施設は，平成２５年の覚書締結時177施設から令和３年度は２４９施設） ・国や他自治体のほか，関係団体が開催するアレルギー対応に向けた研修会等に講師として参加し，市の取組を広く発信した。 ◆エピペン投与シミュレーション研修及び食物アレルギー管理職研修 ・集合研修から映像配信による研修に変更して実施し，食物アレルギー対応に関する教職員の意識の向上及び危機管理能力の向上に努めた。 ○食に関する検討委員会による取組 ・校長会から委員を選出し，市立学校全校における食物アレルギー対応マニュアルの課題整理に取り組み，運用改善に向けた改訂につなげた。
21	安全教育の推進 （教育総務課，指導室）	○調布市防災教育の日における取組 ◆令和３年度は，令和３年4月24日（土）に実施した。感染症対策を徹底したうえで，児童・生徒に対する「命」の授業・防災啓発講話を実施するとともに，市統一テーマ訓練を「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」と題し，市職員のみで訓練を実施した（感染症対策の観点から，「命」の授業・防災啓発講話の公開，保護者による引取訓練を中止した。また，市統一テーマ訓練においては地域の参加を中止とし市職員のみで実施するとともに，避難所体験（小６児童・中３生徒とその保護者）を中止し，訓練の場所は，体育館・校舎外周に限定し，児童・生徒との動線を分離したうえで実施した。）。 ◆月１回の安全指導及び避難訓練を実施するとともに，調布市防災教育の日や「いのちと心の教育」月間（12月）において，「命」の授業を実施した。 ・令和４年度の防災教育の日の実施に向け，市統一テーマ訓練を「感染症対策を踏まえた避難所開設訓練」とし，庁内関係各課，地域，関係機関等と連携したうえで準備を進めた。 ○学校危機管理マニュアル ・マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の充実を図った。 ○セーフティ教室 ・不審者対応やＳＮＳが起因となった問題に対し，児童・生徒及び家庭への注意喚起を行った。 ・調布警察署と連携を図り，安全教育・指導を推進した。 ・ＳＮＳ東京ノートを活用し，ＳＮＳとの関わり方について学び，加害者にならない，被害を受けないための知識及び技能の習得に努めた。
22	児童・生徒の安全確保の推進 （学務課，社会教育課，教育総務課）	○通学路の安全管理 ・防犯カメラ（小学校通学区域：計20台増設，累計160台）と「啓発用巻き看板」を通学路（公道）上の電柱に増設した。 ・通学路の合同点検については，交通安全及び防犯の両面から，学校・調布警察・道路管理者に加え，地域とともにPDCAサイクルにより毎年取り組む中で，令和3年9月に「緊急合同点検」を実施（20校・67箇所）した。文部科学省，国土交通省及び警察庁が作成した「通学路における合同点検等実施要領」に基づき，地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応を行う視点で点検を実施し，可能な安全対策を行った。 ・小学校通学路を中心とした地域の協力者の自宅・事業所等を「こどもの家」として2,611箇所登録しており，子どもが不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際の緊急避難場所の確保に努めた。 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，「こどもの家」事務説明会を開催した（令和２年度は中止）。 ○学校における室内化学物質対応 ・小・中学校全校で学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し，全て基準値未満であることが確認され，安全・安心な学習環境を提供した。 ・改修工事等を実施した際には，「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」を遵守し，安全な教育環境の確保に努めた。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し，学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について，シックハウス症候群と思われる児童の保護者，庁内関係部署，学校教職員，ＰＴＡ代表と共有した。 ◆「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」の改訂を通じ，児童・生徒への衛生指導，学校施設の消毒・換気の徹底等，学校における感染症対策に取り組んだ。 ◆国の補助金を活用し，消毒液や非接触型体温計などの感染症対策用消耗品を購入するための予算を各小・中学校へ配当すること等により，学校における感染症対策を支援した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業 （所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
20	食物アレルギー対策の推進 （学務課，指導室）	○教職員等への研修・訓練の充実 ・食に関する検討委員会等を通じて，運用改善について検討するとともに，正しい知識の習得や技術の向上に向けて，教職員等への研修・訓練の充実を図る。 ・エピペン投与シミュレーション研修（専門医である東京慈恵医科大学第三病院小児科医の映像配信による研修や，食物アレルギー事故を風化させることのないよう，オール調布で再発防止に向けた意識を醸成する全体研修）を実施。なお，食物アレルギー事故から１０年となる令和４年度は，改めて全教職員を対象として，統一研修として実施する。 ・学校管理職研修（相模原病院臨床研究センター医師によるオンデマンド研修）を実施する。 ◆コロナ禍においても研修が実施できるよう，映像配信やオンデマンド方式を検討する。 ○計画的な施設整備の推進 ・調布市基本計画に基づき，国領小学校の給食室改修工事に併せ，食物アレルギー対応専用調理室の整備に加え，食物アレルギー対応に必要な備品や消耗品の更新を進める。 ・次年度に計画している石原小学校の給食室改修工事に向けた設計を進める。 ○アレルギー対応ホットラインの運用など，多様な主体との連携 ・東京慈恵会医科大学第三病院とのアレルギー対応ホットラインの運用や，調布市医師会と連携した「医療・教育連携会議」を通じ，現状分析と課題整理に応じた不断の見直し・運用改善に取り組む。 ○情報発信・普及啓発 ・講演会や市ホームページ，市報等を通じ，広く食物アレルギーに関する知識の普及啓発を図るとともに，市長部局と連携し，市の取組を広く情報発信する。 ○事故を風化させることのない食物アレルギー対策の推進 ・「食物アレルギー対応マニュアル」の不断の見直し・運用改善に努めながら，事故を風化させることのないよう，次期総合計画や次期教育プランに位置付けるとともに，引き続き調布市医師会をはじめ，多くの関係者に御協力いただきながら，ソフト・ハード両面から児童・生徒の安全・安心の確保に取り組む。
21	安全教育の推進 （教育総務課，指導室）	◆調布市防災教育の日の取組 ・令和４年度については，感染症対策を徹底したうえで，児童・生徒に対する「命」の授業，防災啓発講話を実施する。また，市統一テーマ訓練を「感染症対策を踏まえた避難所訓練」と題し，令和元年台風第１９号における避難所開設時の課題や感染症対策を踏まえた訓練を全小・中学校において，学校・地域等と協働により実施するなど，庁内，関係機関，地域等と連携を図りながら，児童・生徒に対する防災教育の充実，地域防災力の向上に取り組む。 ◆感染症対策を講じたうえで，実施可能な取組を検討する（令和４年度は，令和４年４月２３日（土）に実施したが，「リバウンド警戒期間における調布市の対応方針」の対象期間内であったことからから，「命」の授業・防災啓発講話については公開中止，保護者による引取訓練，避難所体験（小６児童・中３生徒とその保護者）を中止し，訓練の場所は，体育館・校舎外回りに限定したうえで，児童・生徒との動線を分離したうえで実施した。）。 ・学校危機管理マニュアルに基づき，月１回実施する避難訓練や安全指導（生活安全・交通安全・災害安全についての取組を明確にする等）の充実を図る。 ・生活指導主任会等で「安全教育プログラム」を指導資料として活用する。 ・学校における事故等の未然防止に向けて，月ごとの市内で起こった事故の概要について，校長会及び副校長連絡会等で周知し，未然防止に努めるとともに，適時・適切な注意喚起を促す通知を発出する。 ○セーフティ教室 ・調布警察署や消防署等との連携の充実を図り，安全教育・指導を推進していく。 ・ＳＮＳ東京ノートを活用し，ＳＮＳとの関わり方について学び，加害にならない，被害を受けないための知識及び技能の習得に努める。
22	児童・生徒の安全確保の推進 （学務課，社会教育課，教育総務課）	○通学路の安全確保 ・学校と地域等が連携して行う登下校時の見守り活動を補完するため，周辺住民のプライバシーに配慮しながら，通学路や登下校時に児童が通行する道路を撮影する防犯カメラの維持管理を行うことにより，登下校中の児童の安全確保を図る。 ・通学路の合同点検は，学校・調布警察署・道路管理者に加え，地域と連携を図りながら安全対策に取り組む。 ・「こどもの家」担当者（PTA校外委員等）との連携や，市報・ホームページ，社会教育情報紙「コラボ」等を活用した普及啓発に努める。 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，「こどもの家」事務説明会を開催する（令和４年７月１日（金）開催予定）。 ○シックハウス対策の実施 ・引き続き，「調布市公共施設等シックハウス対策マニュアル」に基づく取組を継続するとともに，学校環境衛生（室内化学物質）定期検査を実施し，児童・生徒の健康被害を防ぐための適切な対策を講じる。 ・調布市立学校における室内化学物質対策推進協議会を開催し，学校環境衛生（室内化学物質）定期検査の結果報告等について，シックハウス症候群と思われる児童の保護者，庁内関係部署，学校教職員，ＰＴＡ代表と共有する。 ◆学校における新型コロナウイルス感染症予防対策 ・「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」に基づき，児童・生徒の健康管理・衛生管理や校内の消毒・換気などの感染症対策を継続する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	7	学校施設整備の推進	施策主管課長	教育総務課 施設担当課長 関口　幸司

1 施策のねらい（PLAN）

だれもが安全・安心に利用できることに加え，児童・生徒が良好な環境の中で学習できるよう，学校施設の整備を推進します。

2 背景（PLAN）

●調布市では，市の人口増加の影響を受け，児童・生徒数も増加傾向であり，今後もその傾向はしばらく続く見込みであることから，就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備が必要です。

●学校施設の老朽化対策として，実際の校舎の寿命がどの程度であるかを判断した耐久性調査の結果を踏まえ，施設の建替えや長寿命化といった対応に加え，児童・生徒が学校内で安全・安心に生活ができるよう，「調布市学校施設整備方針」に基づき，学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。

●学校施設が，発災時において，児童・生徒の安全を確保する場となるだけではなく，地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう，引き続き，非構造部材の耐震化や避難所機能としての整備を推進していく必要があります。

●学校施設における空調設備については，２０１１（平成２３）年度に全普通教室への空調設備の整備が完了し，２０１８（平成３０）年度に全特別教室への空調設備の整備が完了しました。
また，体育館における空調設備については，第五中学校で２０１７（平成２９）年度に工事完了，２０１８（平成３０）年度から供用開始となり，市立小・中学校で初めての設置となりました。今後は，児童・生徒の熱中症対策や避難所機能の充実を図るため，各校の体育館に空調設備を計画的に整備していく必要があります。

3 主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 （教育総務課　施設担当）	計画的な維持保全により，安全で良好な施設環境を保持するとともに，構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ，施設の建替えや長寿命化など，中・長期的な視点に立った対応を進めます。また，緊急に修繕が必要となった場合には，速やかに応急処置を行うとともに，原因等の調査を踏まえ的確な改修に努めます。 避難所としての重要性が高まっている学校施設について，だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い，避難所機能の充実を図ります。
24	不足教室への対応 （教育総務課　施設担当）	児童・生徒数の増加に対応するため，普通教室への改修工事や校舎増築等の不足教室対策を実施するなど，学校施設の整備・改善に取り組みます。
25	快適な教育環境の整備 （教育総務課　施設担当）	学校施設の適切な維持管理に努めるとともに，夏季の暑さ対策・熱中症対策として，体育館の空調整備等，快適な教育環境の整備について計画的に取り組みます。

4 点検・評価（CHECK）　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
耐用年数を基本に，屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	屋上防水 100% 外壁 100% 受変電設備 100%	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・老朽化対策としての計画的な維持保全や快適な教育環境の整備として，小・中学校全校の体育館への空調設備の整備の完了，不足教室対策としての普通教室の整備等，計画的な学校の施設整備を着実に推進することができたため。また，若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備について，基本構想を策定し，今後の基本計画や実施設計などの基となる方針等を示すことができたため。 ・成果指標についても，目標値である屋上防水，校舎の外壁，受変電設備が予防できている学校の割合１００％を継続できたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 （教育総務課施設担当）	○学校施設の維持保全 ・計画的な維持保全を実施し，安全で良好な施設環境を保持した。 ・学校施設に不具合が生じた際には，原因等の調査を踏まえた的確な修繕を行った。 ・布田小学校においては，校舎外壁の改修工事を実施した。 ・富士見台小学校・飛田給小学校・国領小学校において，体育館の改修工事を実施した。 ・柏野小学校において，給食室の改修工事を行い，食物アレルギー対応専用調理室の新設，調理室等のドライシステム化を実施した。
24	不足教室への対応 （教育総務課施設担当）	○児童・生徒数の増加に伴う施設整備 ・児童数の増加に対応するため，富士見台小学校・滝坂小学校において普通教室の改修工事，多摩川小学校・布田小学校において校舎増築工事の設計を実施した。 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備について，基本構想を策定した。 ・小学校における学級編制標準の引き下げ（現行４０人から３５人）に伴う対応として，小学校６校（第一小学校，八雲台小学校，富士見台小学校，滝坂小学校，石原小学校，緑ケ丘小学校）における今後の学校施設の在り方を検討した。 ○児童・生徒の教育環境を保全する取組 ・市長部局において，児童・生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的として制定した，「調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱」に基づき，引き続き８校の学区域を教室確保困難通学区域に指定した。
25	快適な教育環境の整備 （教育総務課施設担当）	○学習環境の改善 ・学校施設の適切な維持管理を実施し，快適な教育環境の整備に努めた。 ・夏季の暑さ対策・熱中症対策のため，体育館の空調整備については，第二小学校，八雲台小学校，富士見台小学校，飛田給小学校，柏野小学校，国領小学校で工事を実施したことにより，小・中学校全校への整備が完了した。 ◆新型コロナウイルス感染症対策として行う換気時に虫等の侵入を防ぐため，小・中学校の窓に網戸を設置した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
23	老朽化・長寿命化対策等の推進 （教育総務課施設担当）	○計画的な維持保全により，安全で良好な施設環境の保持に努める。 ○「調布市学校施設整備方針」に基づく老朽化対策等を実施する。 ○計画的に避難所機能の充実を図る。
24	不足教室への対応 （教育総務課施設担当）	○児童・生徒数の増加への対応 ・児童・生徒数の増加に対応するため，普通教室への改修工事を実施する。 ・児童・生徒数の変化を見据え，仮設を含めた校舎の増築等を実施する。 ・不足教室対策として，多摩川小学校及び布田小学校において，校舎の増築を実施するとともに，富士見台小学校・第七中学校で普通教室の整備を実施する。 ・若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の一体型施設整備について，基本計画の策定，ＰＦＩ導入可能性調査を実施する。
25	快適な教育環境の整備 （教育総務課施設担当）	○学校施設の快適な教育環境の整備 ・学習環境の向上のため，八雲台小学校・深大寺小学校・多摩川小学校・調和小学校・神代中学校・第三中学校において，飲み水用の給水直結化工事の設計を実施する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	8	青少年の育成	施策主管課長	社会教育課長 中川　恵之

1　施策のねらい（PLAN）

地域や家庭，関係機関が連携を図り，子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに，青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで，青少年の健全な育成を推進します。

2　背景（PLAN）

●子どもを取り巻く環境の変化，家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中，子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには，社会全体で子どもを見守り，地域や家庭，関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ，地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。

●調布市ではこれまで約５０年にわたり，リーダー講習会を実施し，地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど，青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も，青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう，健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について，学校，地域，行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため，市立小・中学校ＰＴＡが企画，実施する家庭教育セミナーに対して，助言や助成等の支援を行います。 また，社会教育及び家庭教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて，地域や家庭の教育力の向上を図ります。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会，中学生を対象としたジュニアリーダー講習会，高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	青少年が自由に集まることのできる安全な居場所としての交流スペースを提供することで，青少年同士の交流を図ります。 また，自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに，活動を通して，まちづくりへの参加意識を高めます。

4　点検・評価（CHECK）　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
リーダー養成講習会等の参加者数	1，400人（4か年累計）	360人	361人	338人	81人	143人	－

評価結果			評価理由
B	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・感染症の影響により，オンラインの活用や感染症対策の工夫を講じたうえで，調布っ子“夢”発表会，家庭教育セミナー，リーダー養成講習会等について，一部実施することができたため。また，社会教育情報紙「コラボ」の発行や，感染症対策の工夫を講じたうえで青少年交流館を可能な限り開館したことなどを通じ，青少年を育成するための取組を推進することができたため。 ・成果指標については，感染症の影響によりリーダー養成講習会等を予定通り実施できなかった一方で，感染症対策の工夫を講じたうえで可能な限り実施したことで，参加者数の増加に繋げることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

5 取組実績，取組成果（DO）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	○家庭教育セミナーの支援 ・昨年度に引き続きPTAの負担軽減のため，必要書類に「事務手続きについて」及び「よくある質問」をまとめた資料を添えて各学校に送付した。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，参加対象者を開催校の保護者に限定し，オンラインによる開催も可とした。令和3年度は，4校で開催され，127人が参加した（令和２年度は全校中止）。 ○社会教育情報紙「コラボ」の発行 ・年２回，各号１９,７５０部発行，小・中学校全校の各家庭数に配付，その他関係各課に配架した。 ・市ホームページにも紙面を掲載することにより，子どもに関わる地域の大人へ広く，社会教育及び家庭教育の情報を提供することができた。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響による主催事業の中止・縮小等により，年３回発行予定のうち７月発行の第１号は休刊とした。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	○リーダー養成講習会 ◆ジュニアリーダー講習会登録者２４人及びシニアリーダー講習会登録者８人。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，全１３回中９回を中止とした（令和２年度は，全事業を中止とした）。 ◆レクリエーション講習会登録者１３人（令和２年度登録者　１２人）。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，全７回中３回を中止とした（令和2年度は，全７回中５回を中止）。 ・ジュニアサブリーダー講習会修了証授与者　９８人（令和２年度　修了証授与者　６９人）。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	○青少年交流館の利用者数・運営 ◆令和３年４月２６日～５月１１日及び８月２５日～９月１２日は臨時休館，令和３年９月１３日～９月３０日は貸館休止及び使用時間を変更，令和３年４月２５日，５月12日～８月２４日，10月１日～１０月２４日及び令和４年１月１８日～３月２３日は開館時間及び使用時間を変更した。 ◆多目的室及び集会室における団体利用１,９６０人（２３８団体），オープンスペース2,０４７人，自習室０人，延べ4,００７人。上記の期間以外に通常開館したことに伴い，使用者数は前年度から３０４人増加した（令和2年度　多目的室及び集会室における団体利用１,７６８人（１９２団体），オープンスペース１,９３５人，自習室０人，延べ3,７０３人）。 ○調布っ子“夢”発表会の開催　令和３年度テーマ「わたしが考える未来の調布」 ・発表者１２人（市内小学校６校），来場者５８人 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，当日の来場者を関係者に限定した。 ・実施後は記録冊子を作成し，発表した児童及び小学校へ配付した。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
26	家庭教育への支援 （社会教育課）	○家庭教育セミナー ・次年度においても，家庭教育セミナー開催校への助言や助成を継続して実施する。また，開催校及び参加者数ともに年々減少傾向であるため，引き続き，社会教育情報紙「コラボ」等の広報紙を活用し事業を周知するとともに，問い合わせや事務手続きにメール等を活用することで，PTAの負担軽減と支援に努める。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，会場での開催と併せてオンラインによる開催についても可とする。 ○社会教育情報紙「コラボ」 ・引続き，小・中学生の家庭に役立つ情報を掲載し，地域や家庭の教育力の向上を図る。
27	地域で活躍できる人材の養成 （社会教育課）	○講習会の実施 ・ジュニアリーダー講習会，シニアリーダー講習会，レクリエーション講習会，ジュニアサブリーダー講習会を引き続き実施していく。 ・受講生が減少傾向にあることから，これまでの広報媒体（市報，ホームページ，SNS，チラシ，社会教育情報紙「コラボ」，調布FM等）を引き続き活用して事業の周知に努める。 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，受講生が安心・安全に講習会に参加できるように努める。
28	青少年交流・体験事業の推進 （社会教育課）	○青少年交流館 ・引き続き，青少年が同世代相互及び世代を超えた交流を通し，社会性や協調性を育み，豊かな人間性の形成を図る場を提供していく。 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，安心・安全に来館できるように努める。 ○調布っ子“夢”発表会 ・引き続き，国際交流，環境，バリアフリー等，様々な視点から自由で夢のある意見発表を行うことで，子どもたちのまちづくりへの参加意識を高めていく。 ◆新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，安心・安全に来場，事業へ参加できるように努める。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	9	生涯学習社会への対応	施策主管課長	社会教育課長 中川　恵之

1 施策のねらい(PLAN)

学習の機会，活動の場所，学習成果の発表の場の提供など，市民の学習活動を支援することで，学習活動の活性化や地域の相互交流を促し，生涯学習・社会教育の振興を図ります。

2 背景(PLAN)

●市民生活や社会情勢の変化により，地域における課題は複雑化しています。また，生活様式や価値観の多様化により，市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生１００年時代を見据え，全ての人が，生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう，必要な知識・技能の習得，知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し，「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。

●２０１５（平成２７）年１２月に内閣府が実施した調査結果によると，学校を出て一度社会人になったあとに大学，大学院，短大，専門学校などの学校において「学んだことがある，学んでみたい」とする人の割合が約半数（４９．４%）となっています。人生１００年時代を迎えるにあたり，教育と就労を継続するリカレント教育に関連した生涯学習の場や，様々な事情から学び直しを必要とする方に対する機会の提供，充実が求められています。

●図書館や公民館といった社会教育施設を中心に，市民の生きがいをつくり，地域で共生していくための拠点としての機能を充実させ，自主的な学習活動を支援し，学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

3 主要事業(PLAN)

No.	主要事業(所管課)	事業概要(目的，ねらいなど)
29	市民，社会教育団体等の活動への支援 （社会教育課，公民館）	市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援，社会教育団体や学習グループの活動を支援することにより，共同学習・相互学習の活性化を図ります。また，学習の成果等を市民に還元することで，社会教育の振興につなげます。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで，集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 （公民館）	公民館において，防災・防犯，消費生活など，生活に必要な知識・技能に関する学習機会の提供を行うほか，市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて，地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また，学習の機会や活動場所の提供などの支援を通じて，市民相互の学び合いの活性化，地域の交流促進を図ります。
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう，多様な媒体の資料や情報，課題解決につながる資料，映画・地域資料の選定，収集，整理，提供，保存を行います。また，だれもが読書や調査ができるよう，音訳，点訳，対面朗読，宅配などのサービスの充実を図ります。

4 点検・評価(CHECK)　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値(R4年度)	基準値(プラン策定時)	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
社会教育施設（公民館・図書館）の満足度 ※調布市市民意識調査 上段：図書館，下段：公民館	７５．０%	６８．３%	６８．３%	７７．９%	８０．５%	７９．６%	－
	５０．０%	４１．２%	４１．２%	７４．８%	７５．４%	７４．３%	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・社会教育関係登録団体への補助金の交付，学習グループ主催の公開講座への助成金の交付等，各種団体の活動に対する支援や，感染症対策の工夫を講じたうえで，公民館・図書館を可能な限り開館し，事業を実施したことに加え，公民館におけるWi-Fi導入による利用者の学習環境の向上等，生涯学習社会への対応の取組を推進することができたため。 ・成果指標についても，社会教育施設（公民館・図書館）の満足度は，前年度比で微減したものの目標値を上回ることができたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

No.	主要事業 （所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民，社会教育団体等の活動への支援 （社会教育課，公民館）	○学校施設開放による市民の活動支援（利用日数　延べ2,105日，延べ利用者数76,392人） ◆緊急事態宣言期間中やまん延防止等重点措置期間中など施設開放を中止したほか，プール開放，地域運動会等の事業を中止した。 ◆各開放運営委員会との連携を図るために行う，総合開放運営連絡会の開催をオンライン会議にて実施した。 ○学習グループ主催の公開講座への助成（７グループ，講師謝礼延べ9人，保育者謝礼延べ0人），広報の支援，令和２年度学習グループサポート記録の発行（６月） ○社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付 ・社会教育関係登録団体からの申請に基づき，9団体へ交付した。 ○公民館登録団体等の活動への支援 ・公民館登録団体の施設使用料を免除した（東部公民館30団体，西部公民館32団体，北部公民館25団体）。 ・公民館登録団体や成人学級との共催による公開講座を実施。学習内容やその成果等を地域に還元した。 ・公民館だよりで，公民館登録団体の活動紹介や会員募集の告知を行い，サークル活動の活性化を支援した。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成，公民館登録団体の組織化を支援した。 ・公民館登録団体で組織した利用団体連絡会を3公民館合同で開催し，地域文化祭の振り返りや利用団体連絡会の運営，オンライン活用について意見交換，情報共有を図った。 ・Wi-Fiを導入し，公民館諸室利用者や公民館主催講座参加者等の学習環境の向上を図った。 ◆コロナ禍における公民館の活動支援 ・「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」に基づき，チェックリストを適宜改定した。 ・飛沫拡散防止パネルなどの設置，オンラインによる講座等を実施した。 ・施設使用申込日の来館者の集中，３密を避けるため，郵送や投函による申請書受付方法を継続した。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	○遊ing（社会教育課主催：市内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に２カ月に１回程度実施） （登録者数9人，実施回数２回，延べ参加者数13人） ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全６回中４回を中止した。 ○杉の木青年教室（社会教育課主催：市内在住で中学校特別支援学級を卒業した方を対象に月１回程度実施） （登録者数２６人，実施回数３回，延べ参加者数32人） ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から全１０回中７回を中止した。 ○のびのびサークル（市民団体へ運営委託：市内在住の知的障害のある方で，特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に月２回程度実施） （登録者数１２人，実施回数１１回，延べ参加者数９１人） ◆活動前はチェックリスト等を活用し体調管理を行い，活動時は換気，ソーシャルディスタンスの確保，マスク着用等に加え，活動開始前と終了後には遊具や備品等の消毒を行うなど，感染症対策を講じたうえで実施した。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 （公民館）	○課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動や，地域の魅力をテーマとした公民館活動の推進。 ・東部公民館では，ネット依存，ネットいじめをテーマにしたジュニア教室や防災，調布の産業をテーマにした市民講座などを実施した。また，東京都，近隣中・高等学校など多様な主体と連携し，共催事業を実施した。 ・西部公民館では，台風に端を発する防災講座を地域課題として自治会と連携して実施した。また，子育てセミナーなど家庭教育を通じて，不安や悩みの軽減，地域での仲間づくりの一助となるような講座を実施した。 ・北部公民館では，地区協議会との連携による事業や外国籍調布市民の話しを聞き多文化共生を考える講座などを実施した。また，主催事業の参加者による講座受講後の活動を継続して支援し，令和3年度に新たに２サークルが公民館登録団体となった。 ◆各種講座，教室等公民館主催事業の一部では，会場による開催と併せてオンラインにより実施した。 ○地域文化祭の実施 ・東部公民館では，プレ文化祭を開催し，サークル活動の見学・体験を通じ会員獲得などサークル支援を図るとともに，近隣中・高等学校との講座や展示などの連携事業，調布ＦＭにおけるサークル活動の紹介，ＤＶＤによるサークル活動の放映などを実施した。 ・西部公民館では，新たに，飛田給小地区協に出展を呼びかけ，階段アートなど調布中学校・第五中学校をはじめとする地域との連携に更に取り組むとともに，絵画サークルなどの展示に加え音楽サークルによるくつろぎコンサートを２年振りに実施をした。 ・北部公民館では，神代中学校と深大寺通り商店会が令和3年度に初めて北部地域文化祭に参加し地域交流を推進するとともに，新たな試みとして，３公民館の文化祭実行委員会によるオンライン座談会を実施して，各公民館の文化祭の様子の紹介や意見交換等を行った。 ◆コロナ禍による様々な活動の制約があるなかで，オンラインによる文化祭中継や調布市公式YouTubeでの配信を実施し，引き続き，市民相互の学び合いの活性化，地域交流を促進した。 ○公民館の貸出停止・利用制限 ◆令和３年４月２５日～令和３年５月１１日は臨時休館，令和３年５月１２日～令和３年５月３１日は夜間貸出停止
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	○第３次調布市子ども読書活動推進計画の推進 ・子どもの発達段階に応じた読書活動を支援するための取組を実施するなど，子どもの読書活動を計画的に推進した。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，おはなし会は5月～6月，9月，２月～３月は中止した。５月，６月，９月，２月，３月の小学生読書会は中止した。 ○多様なサービスの実施 ・子どもの育成に係る団体や施設に対し，利用案内や推薦図書リストを配付し，団体の利用を促進した。 ・読書会へテキストの貸出を行い，市民団体の読書活動を支援した。 ・障害のある児童等を対象に，絵本・布の絵本の読み聞かせを実施し，子どもの心の成長を促した。 ・中学生対象に「ぶちねこ便」を発行し，中学生の読書への関心を高めた。 ◆「ぶちねこ便」は，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，令和３年４月２５日～６月１３日，８月２９日～９月２６日，令和４年１月３０日～２月２７日は編集会議・作業を中止した。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響により対面朗読等の利用は減少したが，国立国会図書館の視覚障害者等用データ送信サービスに提供したＤＡＩＳＹデータのダウンロード数は増加した。宅配の利用は再び増加傾向にある。また，オンラインやメールを活用しながら新規の初級点訳者養成講座を開催した。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，８月２６日の公開読書会を中止し，１１月６日に改めて実施した。また，令和４年１月２６日，２月２３日，３月５日の読書会は中止し，それぞれ３月１７日，３月３０日，3月31日に改めて実施した。「調布樟まつり」は２月開催分の３つの講演会を中止したが，３月１４日開催分は実施した。調布淡彩画展は開催し，短歌大会，俳句大会は誌上開催とした。 ◆新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，令和３年４月28日から５月１１日までの間，中央図書館ではたづくり東館1階に臨時窓口を設置し，分館ではカウンターまでの入場により，予約資料の貸出等を行った。また，令和3年５月１２日から３１日までは開館時間を17時までとした。これにより，約２か月完全休館した昨年度に比べて利用が増加し，年間貸出冊数は449,095冊増となり，2,392,061冊の年間貸出数となった。 ○佐須分館の工事 ・令和３年６月１日から１１日まで休館し，空調機の更新工事を行った。

6 今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業 （所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
29	市民，社会教育団体等の活動への支援 （社会教育課，公民館）	○学校施設の開放 ・学校施設開放における運営委託費について，公費の適切な執行の観点から，執行に際しての留意点等に関する周知を継続していく。また，安全面の観点から，地域運動会などの運営委員会が実施する事業では，傷害保険及び賠償責任保険の加入を徹底する。 ○学習グループ，社会教育関係登録団体，公民館登録団体の活動支援 ・各学習グループが実施する公開講座において，引き続き広報活動や講師謝礼等をサポートし，グループ活動の活性化を図っていく。新規申請グループ拡大のため，周知・募集期間を十分確保する。 ・社会教育関係登録団体活動事業補助金の交付及び広報活動の支援等，社会教育関係登録団体への支援を引続き行う。 ・各種教室の開催，成人学級等の募集，公民館登録団体との共催事業の実施などを通じて，公民館登録団体の新規登録・育成・拡充に向けた支援を継続する。 ◆各学習グループが実施する公開講座において，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，会場による開催と併せてオンラインによる開催について可とする。 ◆各種講座，教室等公民館主催事業の実施に当たっては，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，会場による開催と併せてオンラインによる開催を実施するとともに，その適用の拡大について検討する。 ○地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持 ・公民館を利用する市民の自主的な学習活動を通じて，仲間づくり，地域づくりを支援する。 ・公民館施設の使用料の免除，共催事業の実施，公民館だよりでの活動紹介や会員募集の告知などを通じて，公民館登録団体の活性化を支援する。 ・公民館主催事業から派生した学習グループの育成，公民館登録団体の組織化を支援する。 ・安全で快適な学習環境を維持するため，老朽化の進む施設の適切な維持管理を継続する。 ◆感染症対策を講じながら，コロナ禍における地域の学習拠点及び地域交流の場としての機能を維持していくとともに，必要な支援を検討・実施する。
30	障害のある方の社会体験活動への支援 （社会教育課）	○様々な社会体験活動の実施 ・障害のある方へ社会性を学ぶ機会を提供するため，事業を継続していく。 ○ボランティアスタッフの充実 ・「遊ing」及び「杉の木青年教室」におけるボランティアスタッフの充実を図るため，市報や調布ＦＭ等でボランティアスタッフ募集の周知を行っていく。また，ボランティアスタッフの高齢化による登録削除や，継続参加可能なボランティアスタッフが増加しないこと等の課題があるため，引き続き，市報やホームページで募集の周知を図り，ボランティアスタッフの確保に努める。 ・より安全な運営体制を整えるため，支援するボランティアスタッフの拡充に取り組む。
31	暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進 （公民館）	○引き続き，課題の再認識につながるまでの学習の発展段階（公民館の様々な事業への参加→仲間づくりの楽しさや生きがいの発見→日常生活の拠点である『地域』の認識→住民同士の共同学習や相互学習の体験を通じた身近な課題への気づき）を意識した公民館活動を推進する。 ○市民の学習意欲に応える事業のみならず，登録団体との共催事業，地域との連携事業，地域の魅力を再認識できる事業，地域課題や生活課題を題材にした事業のほか，利用団体への支援，各種連絡会，地域文化祭の開催などを通して，地域に根差した公民館活動を推進する。 ○主催事業においては，施設の特徴や地域性などを踏まえながら，５つの学習分野（青少年教育，高齢者教育，家庭教育，成人教育，国際理解教育）を主軸とした事業展開を図る。 ・東部公民館では，登録団体や地域との連携による事業を展開し地域交流の活性化を図る。 ・西部公民館では，環境や防災など地域課題に取り組むとともに，家庭教育や平和事業の充実を図る。 ・北部公民館では，地域と協働で実施する講座や青少年事業の充実に取り組む。
32	市民の読書・調査活動への支援 （図書館）	○第3次調布市子ども読書活動推進計画の推進 ・計画に基づき，子どもの読書環境の整備，読書活動の支援に取り組む。 ○第４次調布市子ども読書活動推進計画を策定する。 ○多様なサービスの実施 ・引き続き障害のある児童等がお話の世界を楽しみ，心の成長に資する事業を実施する。 ・市民の読書活動を支援し，図書館の集会・行事活動を促進する。 ・利用支援（旧ハンディキャップサービス）の存在を多くの市民に周知するようＰＲに努めるとともに，録音図書・点訳資料などの作成・提供，宅配サービスなどを行っていく。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響による社会的行動変容を踏まえて，非来館型サービスを視野に入れた活動を検討する。 ○社会状況の変化を踏まえ，電子図書館やICタグの導入など，新たな時代の図書館サービスの導入について検討する。

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

施策	10	地域ゆかりの文化の保存と継承	施策主管課長	郷土博物館長 早野　賢二

1　施策のねらい（PLAN）

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより，次の世代に継承し，ふるさと調布に対する愛着を育みます。

2　背景（PLAN）

●市内には，郷土の歴史や文化・自然に関する様々な資料を展示している郷土博物館や，明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館，実篤公園等の施設があります。また，２０１７（平成２９）年９月に国宝指定された，深大寺銅造釈迦如来倚像（通称白鳳仏）や国史跡の下布田遺跡，深大寺城跡，国登録有形文化財（建造物）である武者小路実篤旧邸や真木家住宅等の歴史・文化遺産があり，それぞれ保存や整備，活用に向けた取組を進めています。

●市内に残る有形・無形の歴史・文化遺産について所有者や関係する団体等と協働し，適切な保護と活用に取り組んでいくとともに，学校等と協働し地域ゆかりの歴史・文化への関心を高めていくための事業の実施や，郷土博物館，武者小路実篤記念館の認知度の向上，新たな利用者増加に向けた魅力の創出を図る必要があります。

3　主要事業（PLAN）

No.	主要事業（所管課）	事業概要（目的，ねらいなど）
33	史跡・文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	文化財指定や文化財保存補助事業等により史跡や文化財の保全に努めるとともに，それらの積極的な活用・公開を図り，地域ゆかりの歴史・文化・伝統を後世に伝えていきます。 また，郷土博物館内での授業，博物館学芸員による出前授業，収蔵資料の貸出し等の実施等，博物館と学校との連携を通じて，子どもたちに郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供し，地域社会に対する誇りと愛情を育てることができるよう，郷土学習の取組を推進します。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 （郷土博物館，図書館）	郷土の歴史・文化遺産と調布ゆかりの文学・芸術活動等について，資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに，その成果を展示し，講座や講演会を開催して普及・啓発に努めます。 図書館では，名誉市民である水木しげる氏の作品など，地域ゆかりの資料を収集・保存し，市民に提供していきます。また，市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。 郷土博物館においては，郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等について，展示・普及事業を推進します。また，郷土の歴史・文化遺産に関する資料を調査・研究・収集・保存し，後世に継承していきます。 武者小路実篤記念館においては，実篤研究の情報収集発信基地としての機能を充実させるとともに，市内全域の子どもたちに積極的な働きかけを行うことによって，良質な文化に触れ，豊かな心を育み，郷土に愛着と誇りを感じることができるよう努めます。

4　点検・評価（CHECK）　※新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた総合評価

成果指標	目標値（R4年度）	基準値（プラン策定時）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数	55,000人	51,292人	52,579人	46,033人	33,273人	34,300人	－

評価結果			評価理由
A	S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	・郷土博物館におけるオンラインを活用した小学校対象の館外授業の実施や，武者小路実篤記念館におけるデジタル資料を活用した教材を作成し，ホームページを通じて発信する取組に加え，図書館における「映画のまち調布　シネマフェスティバル2022」のトークイベントをハイブリット型（対面とオンライン）で実施するなど，感染症対策を講じたうえで工夫を凝らした取組を実施したことで，地域ゆかりの文化の保存と継承の取組を推進できたため。 ・成果指標については，感染症の影響による臨時休館期間を設定した一方で，入館者数の上限設定等の感染症対策の工夫を講じたうえで，可能な限り開館し，事業を実施したことにより，前年度と比較し入館者数の増加につなげたため。
	A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
	B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	
	C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
	D	実施した取組において成果が得られなかった。	

令和4年度　点検・評価シート（令和3年度振返り）

No.	主要事業（所管課）	前年度の振返り ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	史跡・文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	○史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進 ・史跡下布田遺跡の周知啓発のため，オンラインによる文化財講演会「下布田遺跡の低地部から得られた新発見」を実施した。 ・「国史跡下布田遺跡史跡整備ニュースレター」を２回発行した。 ・整備事業を推進するため，測量委託や下布田遺跡保存活用整備検討委員会準備会を実施したほか，基本設計等委託事業者選定プロポーザルに着手した。 ・市内に２箇所有する国指定史跡（下布田遺跡・深大寺城跡）の周知啓発のため，郷土博物館ロビーや本庁ロビーでパネル展を開催した。 ・３箇年に及ぶ深大寺近代文書等史料調査の最終年次として目録を刊行した。文化財保護審議会及び教育委員会における審議を経て，新たに深大寺所蔵の「徳川家康寄進状・徳川将軍家領地朱印状」を市指定文化財に指定した。 ○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供 ・市内１７小学校を対象に郷土学習展館外授業を全２４回実施したほか，市内の遺跡に関する出前授業や深大寺水車館からのオンライン授業を実施した。 ・新任教員を対象とした初任者研修・課題別研修を行った。 ◆市内小学３年生を対象とした郷土学習展館外授業では，例年の館内見学・体験学習の受入れに代えて市内小学校への出前授業（２０回）及びオンラインを活用したリモート授業（４回）を実施した。 ◆史跡下布田遺跡を題材とした布田小学校４年生との学校連携事業の取組は継続したが，１日のみ実施となった
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 （郷土博物館，図書館）	○郷土の歴史・文化遺産，地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 ・郷土博物館では，東京２０２０大会の開催年として，１９６４年の東京オリンピックをテーマとした企画展「調布にオリンピックがやって来た！～１９６４年あの頃～」のほか，１９６４年の調布市聖火ランナーをゲストに迎えた関連イベントを開催した。また，パンフレット「１９６４年東京オリンピックと調布市について知ろう」を発行した。 ・武者小路実篤記念館や公民館などの市内施設のほか，市外の世田谷区立郷土資料館と連携した展示・普及事業を開催した。 ・郷土博物館公式ツイッターを活用し，郷土博物館の事業や活動，郷土の歴史・文化遺産に関する情報発信を行った。 ・図書館では，「地域」や「映画」にちなんだゆかりの資料を収集し，利用に供するとともに，保存のためのデジタル化を行った。また，館内では「水木しげる氏関連資料」を展示した。 ・オリンピック・パラリンピック関連資料を収集し，館内で展示した。 ◆「映画のまち調布　シネマフェスティバル2022」では，『出張！映画資料室「さあ，映画を見にいこう～調布の映画館今昔～」』の展示を行った。分館では上映作品の関連作品を集めてコラボ展示を行った。トークイベント「映画人が語る　旧日活・大映村の日々」は映像シアターの定員を50人に制限したうえで実施するとともに，あわせてオンライン配信を行った。 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ・武者小路実篤記念館では，令和２年度に延期となった春の特別展を開催し，実篤が文学者として世に出た同人雑誌「白樺」の創刊１１０周年を記念して，その文学活動の業績を顕彰した。秋の特別展では，実篤の文学作品を原作として制作された映画を中心に「映画のまち調布」と関連付けて開催した。 ・学校との連携事業では，実篤記念館が持つデジタル資料を教材として整備し，ホームページに「学習サポート」ページを新設した。 ・ツイッターを利用し，積極的に情報を提供することで，実篤記念館事業の普及に努め，認知度を高めた。 ○武者小路実篤記念館の維持管理・運営 ・外壁及び屋上防水等改修工事設計を実施 ◆郷土博物館では，令和３年４月２７日から５月１１日まで臨時休館した。また，令和３年度は，開館時の入館者数の上限を引き続き４０人とした。 ◆武者小路実篤記念館では，令和３年４月２７日から５月１１日まで臨時休館した。また，令和３年度は，開館時の入館者数の上限を引き続き４０人とした（但し，１０月２６日から１月２０日まで館内人数制限を解除）。講座は定員５０％以下として実施（中止は４回），また，映像配信を行うなど学習機会が損なわれないようにした。

6　今後の方向性（ACTION）

No.	主要事業（所管課）	次年度以降の取組等 ※新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に「◆」を記入
33	史跡・文化財の保存及び活用 （郷土博物館）	○史跡・文化財の保全及び保護啓発の推進 ・郷土の歴史・文化遺産に関する資料の調査・研究・収集・保存を行い，次世代に継承する。また，市外博物館や研究所，市民等とのつながりを基盤とした調査・研究を通じて，郷土の歴史・文化遺産に地域資源としての新たな価値を見い出すとともに，普及啓発事業や学校連携事業等に活かすことで市民の地域への愛着を深め，地域文化の醸成を図る。 ・有識者や地域住民，市職員で構成する国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会を立ち上げ，開園後の活用や管理運営を想定した検討を行い，下布田遺跡の整備基本設計に反映させる。また，市民ワークショップや布田小学校との連携事業，市内３公民館における巡回パネル展示及び講演会を併せて実施し，市民に愛される史跡公園としての開園を目指す。 ○学校教育との連携による郷土の歴史・文化の学習機会の提供 ・市内小学生の郷土学習支援や学校向けの発掘現場見学等の実施により，郷土の歴史・文化への理解を深める機会を提供する。また，アンケート結果を踏まえながら，今後の改善に活かしていく。 ・学芸員による授業実施や教員研修の受入れを通じて学校教員との連携を深め，歴史・文化財等の学習教材としての活用を図っていく。また，ＩＣＴ教育に対応した映像資料等の制作を検討する。
34	地域ゆかりの文化を生かした事業の展開 （郷土博物館，図書館）	○郷土の歴史・文化遺産，地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進 ・郷土博物館では，特別収蔵庫を中心とした収蔵資料の保存状況を点検するとともに，これらの活用方法を研究する。令和４年度は，収蔵資料の整理・調査の過程で，収蔵品展を開催する。 ・収蔵資料データベースの整備を進め，資料情報へのアクセスを促進する。 ・ホームページ・ＳＮＳ等を活用し，郷土の歴史・文化遺産に関する即時性のある情報発信を行う。 ◆来館・来場によらないオンラインでの講座の実施や，自宅から学べるコンテンツの作成・公開に取り組む。 ・図書館においては，引き続き地域ゆかりの資料を収集・デジタル化し，各種テーマの展示で活用する。また，オリンピック・パラリンピック関連資料を収集し保存する。 ○武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開 ◆武者小路実篤記念館では，新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで，展示・普及事業を中心に創意工夫を図り，市民が良質な文化に触れることができるよう事業を展開する。 ○武者小路実篤記念館の維持管理・運営 ・基本計画事業として，外壁・屋上防水等改修工事を実施する。

５　点検・評価についての有識者からの意見

５　点検・評価についての有識者からの意見

令和４年７月２０日（水）に点検・評価について，３人の有識者から次のとおり意見書の提出があった。

なお，意見書の内容は，有識者会議の時点における点検・評価の評価シート（案）に対する意見・指摘となっており，本書２０ページから５１ページにわたって記載している点検・評価の各シートは，本意見書の指摘・意見を踏まえて一部修正・追記を行ったものである。

(1)　東京純心大学名誉教授　吉澤　良保

施策について

〇総評

各小・中学校がそれぞれの課題解決に向けて「従来型学校教育」をベースにしつつ「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に向けて取り組む「令和の日本型学校教育」には熱意と戦略を感じる。なぜなら「最近接発達領域（ZPD)」と「正統的周辺参加（LPP)」および「創発（emergency)」という考え方を基盤とし，各学校が「学校マネージメント」講座研修内容を重視した展開が期待されるからである。個々の教職員のこだわりが市内の「みんな」に着目されることで各学校の進路が明確になる知恵がそこには形成されるからである。思うに令和５年度のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入のゲートウェイの入り口と同義であるといえる。

〇施策1　豊かな心の育成　について

命の教育の取組では，（理屈理論）く(実行実践）が重視されており評価できる。それは「防災教育の日」「いのちと心の教育月間」での命の教育授業の実施，多様性を認め合う教育やリスペクト・アザースの指導が適宜実施されていることからも推察できる。さらに長期休業日の前後に実施されるSOSの出し方教育は有意味な活動であると思われる。その一方で，SDGｓへの取組と道徳科授業でのより有効なモバイル端末の活用についての具体的な取組が期待される。

〇施策2　確かな学力の育成　について

授業でのタブレット端末の活用状況の調査，児童・生徒の端末でのデータ通信料や学習ソフトのログイン回数調査などが適切に実施し，活用状況を把握している。また，ZOOMを活用して小学校の代表教員19名が小学校英語専科教員の授業を参観し，指導法についての研修を行っている。また，学校では地域学校協働本部からの水泳指導員や運動部活動での外部指導員を積極的に活用している。

〇施策3　健やかな体の育成　について

感染症の影響による制限があるなか，体育の授業，運動部活動の実施や五輪出場関係者を指導者，ゲストとする「小・中学生走り方教室」，市内の最先端技術を

活用する食育指導などを実施して成果を挙げている。

〇施策4　個に応じたきめ細かな支援　について

学校に行きづらい児童・生徒に対して国の資料等を積極的に活用し，魅力ある学校づくりに具体策を提案し取組む様子が確認できる。また，いじめの未然防止，早期発見，早期対応に向けての行内体制の点検および関係機関（東京西法務少年支援センター）と連携してのＳＣ連絡会の研修を実施する。加えて，市長部局との連携により「いじめ・児童虐待防止」に向けての市長メッセージを市のＨＰを使って動画配信するなどしている点は評価できる。

〇施策5　魅力ある学校づくりの推進　について

地域と学校が協働して子ども達の成長を支援する「地域学校協働本部」の配置を全小・中学校で完了したこと，農業体験などの地域の特性を生かせるような教育を資金面で支援する補助金の配布，教職員の働き方改革として出勤簿などの電子化，在校時間の見える化，副校長補佐の増配置などの取組は評価できる。

〇施策6　安全･安心な学校づくりの推進　について

児童・生徒の登下校の安全確保のために通学路に防犯カメラを設置したり，「こどもの家」を地域の協力者・事業所の賛同を得て多数設置（2,611ヶ所）している。また，「食物アレルギー対応マニュアル」の改訂を行うなど2012年の事故を風化させることなく食の安全についてソフト・ハード面から取組んでいる。

〇施策7　学校施設整備の推進　について

学校施設の老朽化対策として耐久性調査の結果を踏まえて，適切な維持管理，快適な教育環境の整備を行っている。

〇施策8　青少年の育成　について

約５０年間にわたり継続して地域で活躍できるリーダー養成のための講習会（ジュニア，ジュニアサブ，シニア）とレクリエーション講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止を余儀なくされたが実施されていることは評価できる。また，社会教育情報紙「コラボ」，調布FM，市報，ホームページなどの情報媒体を適切有効に活用している。

〇施策9　生涯学習社会への対応　について

社会教育施設である公民館と図書館に対する満足度がコロナ渦を迎えての令和2年度，3年度ほぼ同程度の目標値を上回る高評価が出ており評価できる。このことは，東部，西部，北部の３公民館がWi-Fiを導入して利用者や各種講座参加者の利便性を高めたことからも伺い知れる。中央図書館では令和3年5月中旬に限定した措置ではあるが臨時窓口の増設，閉館時間を工夫するなどしてコロナ渦での貸出し冊数を増やしている。また，市民や社会教育諸団体への支援では各学習グループが開催する公開講座に対しポケットWi-Fiの貸出サービスを提供した。

〇施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

郷土博物館での小学生を対象にした館外授業の実施，武者小路実篤記念館でのデジタル資料教材作成，図書館主催のトークイベントの工夫など地域ゆかりの文化の保存継承と発信を積極的に行っている。

⑵　白百合女子大学人間総合学部初等教育学科教授　神永　典郎

施策について

○総評

令和３年度の調布市教育委員会の施策の実施状況を「調布市教育プラン」の10施策・34事業について振り返っていただいた。令和３年度は，前年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大のため，各所管部署におかれては，実施可能性を探りながら目指す成果に向けて可能な限り取り組まれ，その取組や成果について真摯に点検・評価されて報告いただいたことに感謝申し上げたい。

令和３年度は，コロナ禍においてその整備が一気に進められたGIGAスクール構想による機器や情報環境の整備等，教育の情報化を踏まえての新たな方向性を見定めながら，今後の学校教育の在り方を検討しながら，教育プランの目標達成に向けて取組を進めていただいた。また，このコロナ禍を経験する中で，これまで通りのやり方ではない方法が生まれたり，これまでの様な取組の見直しを図る必要性が見えてきた事業もある。そうした事業については，個々にその具体的な改善点を見直し，より一層の市民のために成果を上げることができるように検討や改善を図っていっていただきたい。

○施策１　豊かな心の育成　について

「命」の授業や「防災教育の日」，SOSの出し方教育，救命講習等の命の教育の推進については，市として力を入れて来た取組であり，今後も実施方法を工夫しながら取り組んでいってほしい。

「いじめ」，人権教育，道徳教育等，態度の形成に関わる指導においては，その内容ついて自分事の課題として受け止めて考え，話し合う学習が求められる。そのためには，安心して学校・学級生活が送れる温かな人間関係づくりに重点をおいて取り組めるよう学校を支援していっていただきたい。

指導室訪問や指導主事訪問は，各小・中学校に取り組んでほしい施策を伝えることができる絶好の機会である。しかし，あれもこれもと多岐にわたると伝わりにくくなってしまうので，各学校が支援を望む事柄を聴き取り，その実現に向けて共に取り組み課題解決を図っていく姿勢を大切にしていってほしい。

○施策２　確かな学力の育成　について

ICT機器の整備については小・中学校全校への整備が完了できことは素晴らしい。今後は，より快適な通信環境の整備とともに，指導に生かす機器の効果的な活用について，教員が積極的に取り組んでいけるよう支援体制を充実させていってほしい。

学習指導要領では，知識及び技能を身に付け活用する学力とともに，答えが一つではない課題に既有の知識を総動員して総合的に考え，粘り強く取り組み困難を乗り越えてその解決策を探り極めることができ「探究」する学力（非認知的学

力）の育成を求めている。その観点からカリキュラムマネジメントを図り，教科学習とのバランスが取れた総合的な学習の時間への取組にも力を入れていってほしい。それらの充実との関連を図ることで，オリ・パラ教育や学校図書館の活用の促進も図っていけるように総合的に取り組んでいってほしい。

小中連携についての取組についての報告はあるものの，幼小連携への取組があまりなされていない。保幼小連携では，幼児期に育成された豊かな「学び」の基礎（非認知的能力）を児童期につなぎ，小・中学校の各教科等の学び（認知的能力）を支える，主体的に学び取り組む態度を育成する上で重要であることについて，管理職や教員の十分な理解を図る必要がある。小・中学校に比べ行政上の組織や管轄違いなどから困難な面もあるかと思うが，1人の子どもの連続した学びと育ちを支援する観点から力を入れて取り組んでいってほしい。

〇施策3　健やかな体の育成　について

教員の働き方改革に伴い，部活動の外部指導員の全中学校での活用がなされたと報告されている。この動きは今後ますます加速され，教員が部活動とどうかかわるかの課題も生まれてこよう。このような学校教育の範疇を超えての課題に対して，生涯学習（生涯スポーツ等）面から支援体制整備についても力を注いで取り組んでいってほしい。

食物アレルギーに関する対応に関しては，本市として忘れることなく取り組まなければならない課題である。このことを契機として，食育への取組を各校全体に広げて，健康を支える食の観点から充実した食育の推進を図っていくことができるようにしていってほしい。

〇施策4　個に応じたきめ細かな支援　について

特別支援教育，不登校児童・生徒支援，いじめ・虐待の防止と対応，教育相談・貧困への対応と，支援を必要とする児童・生徒への対応については，課題を抱える児童・生徒のニーズに応じた支援となるよう個別の支援に地下を置いて取り組まれていることに敬意を表したい。

不登校の児童・生徒の支援においては，大学生・大学院生によるメンタルフレンド等による支援等，その子に寄り添った支援や悩みを抱えている保護者に向けた支援等の取組が充実している。また，「魅力ある学校づくり調査研究事業」への取組を生かし，市全体にその成果を普及できるように取り組んでいる。今後もそのような支援体制を維持・発展できるよう，力を入れていってほしい。

〇施策5　魅力ある学校づくりの推進　について

地域学校協働本部の全校設置が完了されたことが報告されたことに感謝したい。今後，よりその成果を生かした運用を図って行くためには，各学校のコーディネーターの果たす役割が重要となる。統括コーディネーターを核として，各学校のコーディネーター相互が連携し，学校との必要な協働体制を構築していける

よう進めるとともに，市としての支援の充実を図っていただきたい。

特に，各学校のコーディネーターには，社会に開かれた教育課程の展開にあたり，総合的な学習の時間における外部人材の活用等，地域の方との連携・協働の要としての役割を果たすことが期待されている。市として各学校のコーディネーターが求めに応じた活動ができるよう，連携や研修の場を地域とつなぐことで支援していっていただきたい。

「働き方改革の推進」については，教員の在校時間が電子的に把握できるシステムが導入されているが，そのことによって仕事を家に持ち帰る等の不適切な運用とならないよう，市としても十分指導・監督し，その推進を支援していくようにしていってほしい。

○施策6　安全・安心な学校づくりの推進　について

本市では小・中学校で重ねて事故があったことから，事故の教訓を風化させることのないよう，対応が必要な児童・生徒の確実な把握に努め，確実に行っていけるよう努めていただきたい。

新型コロナウイルス感染拡大は，未だ終息の見通しが立たず，出口が見えない状況にある。今後も医学的な知見に基づき，適切な対応に力を注ぐとともに，市として効果的な感染予防や対応策を取り，学校教育の充実が図れるよう支援していってほしい。

登下校時の痛ましい事故や事件が発生し，その対策や安全確保が注目されている。本市においても人的・交通・自然の災害に備えた対応や避難訓練の実施等，安全確保のための適切な取組ができるように必要な支援，点検・整備が行えるように取り組んでいってほしい。

○施策7　学校施設整備の推進　について

学校施設の維持整備については，計画的に進められており，成果指標も達成して取り組まれていることに感謝申し上げたい。今後校舎の改修時期を迎えることや，児童・生徒数の増加が見込まれることから，その対応を十分に行うことができるよう，十分な予算が得られるように努めていっていただきたい。

コロナへの対応知見として換気の重要性が高まってきており，夏季・冬季の令暖房中の換気の問題が重要な課題となってきている。感染拡大防止の視点から教室における換気の問題を検討とするとともに，教員が適切な対応が取れるように学校を支援していっていただきたい。

○施策8　青少年の育成　について

新型コロナウイルス感染症対応が続く中，この分野で実施が難しいものが多く見られている。実施に向けて開催方法を工夫するなどの対応を取りつつその成果が得られるように取り組んでいってほしい。

今後もこの状況が続くことが予想される中，これまでの事業の在り方を見直す

機会としながら，新たな開催方法を検討するなど，時間や場所等を越えた取組可能性を検討していっていただきたい。

青少年交流のための事業や利用可能な施設設備についても，情報化に対応した取組が急務である。このコロナ禍での経験から，新たな方向性を見出せるよう検討を進めていただきたい。

〇施策9　生涯学習社会への対応　について

対面開催を予定した事業の多くが，コロナ禍のため制限され，予定された成果が得られなかったものの，市の公民館・図書館等の利用者の満足度は維持されていることに敬意を表したい。

今後の企画運営については，コロナ前の状態に戻っての実施はできない状況であることから，実施すべき活動や行事を選択し，また，ネット配信など可能な方法を工夫して取り組んでいってほしい。

生涯学習の機会の確保とその支援は，人生100年時代においてますます重要となる。そのため，関係する支援団体等との連携を図り，十分な支援を行っていけるよう取り組んでいっていただきたい。

〇施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

郷土博物館においては，コロナ禍により実施が難しくなった館内での見学・体験の活動を，出前講座に切り換えて実施出来るように取り組まれて，多くの学校が利用できたことに感謝申し上げたい。今回の得られた知見をもとに，今後も学校が利用しやすい形で郷土博物館との連携・利用ができるように取り組んでいってほしい。

今後もコロナの感染状況の終息が見通せない中，これまでと違った地域の博物館として果たす役割や情報発信の方法について，新たな手段・方法を活用した取組を検討し，計画・実施できるよう取り組んでいっていただきたい。特に，収蔵資料のデジタル化や，それらを必要に応じて利用できるシステムの構築，ネットワークを活用した取組等，利便性の高い方法を検討するなどして，市民への普及・広報に努めていってほしい。

⑶　帝京大学教育学部初等教育学科教授　赤堀　博行

施策について

○総評

コロナ禍にあって当初の計画通りの取組が困難な中で，学校教育，社会教育ともに創意工夫に努めたことにより，市民の期待に応えることができる事業の執行であった。学校教育においては，児童・生徒の個別最適な学びの実現に向けたICT教育の充実のための環境整備，教職員の資質向上に資する多様な研修の実施などは評価できる。また，ともすると児童生徒の運動量の減少などが懸念される中で，健やかな体の育成に関わる事業を計画し，実施に向けて工夫したことは，時機を得たものといえる。また，食物アレルギーへの対応や児童・生徒の安全確保のための取組が周到に行われていることは，保護者をはじめ多くの市民の安心につながるものと考えられる。なお，学校に対する働きかけとして行ったとする指導，あるいは指導・助言といった記述が散見されたが，指導のポイントや具体を示すことで，多くの市民の一層の信頼感を得られるものと考える。社会教育においても，地域コミュニティの形成・充実につながる多様な取組が工夫された。特に，半世紀わたって地道に継続してきたリーダー講習会をコロナ禍にあっても実施できたことは意義深い。コロナ禍にあっても学校教育・社会教育は止めることができないものであり，様々な状況を想定し，各種事業を創意工夫の上，実施できるようにすることを期待したい。

○施策1　豊かな心の育成 について

令和2年度の文科省の児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると，自殺した児童・生徒数は415人で，調査開始以降最多となっている。この状況を考えると，市教委が「豊かな心の育成」の施策の第一に，「命の教育の推進」を挙げていることは適切である。命の授業の推進に当たり，文科省や都教委の諸資料の周知に加えて，指導室がどのように周知したのか，独自にどのような手立てを講じたのかを明示するとよい。人権教育については，都の重要な課題であり，価値観の多様化の中で，児童・生徒の人権意識を高めることは必須の課題である。市教委が，人権教育に関わる多様な取組を行っていることは，大いに評価できる。その上で，市教委の指導助言が，人権感覚を高める上で，どのような側面を重視しているのかなどを示したい。道徳教育に関して，道徳授業地区公開講座については，コロナ禍により，参集型の実施が困難な中で，学校の工夫が挙げられているが，それらの工夫は家庭や地域社会の連携を目指して行うものであり，「講演会のみの実施」を工夫として挙げることが適当か否かは再考したいところである。

○施策2　確かな学力の育成 について

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく， 一人一人に公正に個別最適な学び

による資質・能力を，一層確実に育成できる教育の実現を目指したGIGAスクール構想が重視される中で，ICT機器の整備・活用の促進及び情報教育の推進を重視した市教委の取組は意義深い。特にＩＣＴを活用した授業の充実のための物的環境の整備に努めていることは評価できる。市内全ての学校における条件整備を期待したい。また，ICT機器を活用することは，児童・生徒の個別最適な学びあるいは主体的・対話的で深い学びの充実を図るための方法である。このことを踏まえ，各教科等の特質に応じた適切な活用方策について，学校に対して例示するなどの試みも行いたいところである。また，コロナ禍において，児童・生徒の自学自習に努めようとする態度の育成が求められる中で，学校図書館の充実及び地域図書館との連携の推進などの取組を行ったことは評価できる。なお，オリンピック・パラリンピック教育に関わる体力向上に関わることは，「健やかな体の育成」への位置付けも含めて再考の余地があろう。

○施策3　健やかな体の育成　について

多様なスポーツ施設・環境を有する市の特徴と相まって，引き続きオリンピック・パラリンピック教育が掲げられている。児童・生徒が生涯を通じて，健康の保持・増進を図ろうとする生涯スポーツの実践的態度の育成を目指し，多様な取組を行っていることは重要である。また，栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れ等に起因する生活習慣病や，食品の安全性の確保など食に関わる課題が顕在化している。この中で，食育の推進を主要事業として取り上げ，児童・生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け，生涯にわたって主体的に健やかな心身と豊かな人間性を育んでいこうとする態度の育成を目指していることは大切なことである。特に食物アレルギーへの周到な対応については重要であり，好事例として広く発信することを期待したい。

○施策4　個に応じたきめ細かな支援　について

今次の学習指導要領の改訂に当たっては，特別支援教育に関する教育課程編成の基本的な考え方や個に応じた指導を充実させるための教育課程実施上の留意事項など示された。例えば，総則に加えて各教科等においても，「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障害のある児童・生徒に対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことが規定された。こうした背景の中で，市教委が各種ガイドラインを策定して特別支援教育の充実に努めていることは意義深い。特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施は重要なことであるが，障害のある児童・生徒が通常学級で学ぶことも少なくないことから，全ての教員を対象とした特別支援教育の充実に向けた啓発などの取組も考えたい。さらに，コロナ禍の中，児童・生徒が学習や生活の中で触れ合う機会の減少により，いじめの認知件数が減少したところではあるが，市独自のふれあい月間の設定及びいじめの未然防止，把握・解消

といった取組は，引き続き充実することが大切である。なお，他の施策の諸事業については，文科省や都教委の資料等の活用が挙げられている。このことから，さまざまな国や地域から多くの児童・生徒が我が国の学校に在籍することが考えられるため，日本語指導の充実に関して都教委作成の「楽しい学校」の活用なども明示するとよい。

○施策5　魅力ある学校づくりの推進　について

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校が地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現できるようにするために，今次の学習指導要領の改訂において社会に開かれた教育課程の実現が重視された。こうした背景の下，地域人材等を活用した教育の充実を目指している姿勢は評価できる。また，全国的にコミュニティー・スクールの導入が進む中で，市教委においても導入に向けた検討を着実に進めることは不可欠である。このための課題と考えられている地域コーディネーターの資質向上に対する取組を，周到に行っていることは重要なことである。また，地域との連携を深めるためには，学校力を高めるために教職員の資質向上を図ることが重要になる。市教委はそのために，教師の力量アップに必須の授業力向上を目指して，学校訪問を計画的に行っていることは評価できる。取組状況については，指導・助言のポイント及び具体を示すことが求められる。

○施策6　安全･安心な学校づくりの推進　について

食物アレルギー対策は，食物アレルギー対応マニュアルの改訂など，常に喫緊の課題と捉えて対応しており高く評価したい。防災に向けた対応については，コロナ禍の中で予定の取組が難しい状況であったが，感染症が蔓延している状況においても災害は発生することを鑑みると，様々な状況を想定した計画及び実施が求められる。安全教育の推進における学校危機管理マニュアルに基づいた避難訓練や安全指導の実施が認められるが，安全指導の内容を勘案すると，生活，交通，災害といった具体的な内容が分かるような取組実績・取組成果を示すことが求められる。セーフティー教室の実施は，各学校の創意工夫によるものと考えられるが，市教委としての注意喚起がどのような視点で行われたのかが分かるようにしたいところである。通学路の安全管理は関係諸機関との連携を密にして推進されたことは意義深い。

○施策7　学校施設整備の推進　について

老朽化・長寿命化対策等の推進については，児童・生徒の安全確保，教育活動の充実のために，当初の計画が着実に遂行されたことは評価できる。児童・生徒数の増加への対応も，改修工事や基本構想の作成などが計画的に進行されている。また，体育科・保健体育科の学習以外にも，小・中学校におけるさまざまな学習活動が展開される体育館の空調整備の完了により，各学校の創意工夫に基づく教

育活動の改善・充実が期待できる。また，暑さ対策，熱中症対策を支える重要な環境整備につながる飲み水用の給水直結化工事の設計についても，大いに期待したいところである。

〇施策8　青少年の育成　について

地域社会における青少年の自主的な相互交流・相互啓発を意図したリーダー育成のためのリーダー講習会が，半世紀に及び継続されてきたことに敬意を表したい。地域社会における人間関係の希薄化が懸念される状況にあって，市内在住・在学の中学生・高校生のリーダーシップを養うことは，諸活動の中でリーダーの中・高生のリーダーとしての自覚や，参加するフォロアーの小学生などに対する思いやりの心が育成される。また，フォロアーにリーダーに対する憧れや，自分もリーダーになってみたいとする夢を育むなど，地域社会の子供たちの健全育成が期待できる。併せて，家庭教育への支援も計画的に行われており，地域コミュニティの形成にも寄与しているものと言える。なお，学校教育におけるICT教育が推進されていることもあり，各種講習会をリモートで行うことなども計画的に推進できるようにすることが求められる。

〇施策9　生涯学習社会への対応　について

市民，社会教育団体等の活動への支援は，助成，補助金交付などが適切に行われている。コロナ禍により今後の状況が不透明な中で，次年度以降に各種グループの公開講座や公民館主催事業において，感染症対策を周到に行うことと併せて，オンライン開催に向けた対応に努めていくことは重要である。コロナ禍において，計画の実行が困難であったノーマライゼーションの理念に支えられた「遊ing」「杉の木青年教室」「のびのびサークル」といった活動の今後の充実に期待したいところである。公民館活動においては，飛沫パネルの設置など感染症対策を講じながら，各公民館が思考を凝らした取組を行っている。各公民館ともに，学校教育との連携を図っていることは意義深い。また，市民相互の学び合い，地域交流の確保，充実に向けたオンライン中継，YouTube配信などに努めたことは評価できる。地域図書館のおはなし会などもこうした方法で実施したいところである。

〇施策10　地域ゆかりの文化の保存と継承　について

貴重な史跡や文化財の保存，活用に関わる諸事業の推進は意義深い。地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して，社会生活について理解することを目標としている小学校の社会科教育に資するものと思われる。小学校3年生を対象にした出前授業では，市の様子の移り変わりの学習に寄与したことが推察できる。また，下布田遺跡の保全・保護啓発は，6年生の狩猟・採集や農耕の生活の学習の充実につながるものである。また，オリンピックに関わるイベントや映画の町に関わるイベントなどは，市内にとどまらず公共的価値を広く周知したい事業である。コロナ禍ではあるが，市の歴史や文化遺産などを生かしたデジタルコンテンツの作成

などの取組を期待したい。

６　資　料　編

（１）教育プラン（2019-2022年度）施策体系（施策，主要事業，主管課）

	成果指標・目標値	
 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小学校　１００．０％ 中学校　１００．０％
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】	東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数 「自分たちで課題を立て，話し合いながら学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	小学校　３．０ｐｔ 中学校　３．０ｐｔ 小学校　８０．０％ 中学校　８０．０％
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【学務課，指導室】	東京都「児童・生徒体力・運動能力，生活・運動習慣等調査」における東京都（各学年・男女別）の体力合計点と調布市の体力合計点の比較 体育の授業における，体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	東京都の平均値を上回る （小学校・中学校） 小学校　男・女　７５．０％ 中学校　男・女　７０．０％
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【教育相談所】 【指導室，学務課】 【指導室】	通常の学級において，特別な支援が必要な児童・生徒のうち，「スクールサポーター等の外部支援による対応」，「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画の作成率	小学校　９０％ 中学校　９０％
【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室，学務課】 【指導室】 【指導室】 【指導室】 【指導室，学務課，教育総務課】	地域学校協働本部の設置校	２８校 （市立小・中学校全校）
【学務課，指導室】 【教育総務課，指導室】 【学務課，社会教育課，教育総務課】	調布市防災教育の日の参加者数	３０，０００人
【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】 【教育総務課 施設担当】	耐用年数を基本に，屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	屋上防水　100%(101/101棟) 外壁　100%(101/101棟) 受変電設備 100%(28/28棟)
【社会教育課】 【社会教育課】 【社会教育課】	リーダー養成講習会の参加者数	1,400人 （4か年累計）
【社会教育課，公民館】 【社会教育課】 【公民館】 【図書館】	社会教育施設（公民館・図書館）の満足度 ※調布市市民意識調査	図書館　７５.０％ 公民館　５０.０％
【郷土博物館】 【郷土博物館，図書館】	郷土博物館・実篤記念館の合計入館者数	５５，０００人

（2）教育委員会会議開催状況（令和３年度）

開催月日	会議名	議　　事	結 果
令和3年 4 月 23 日	第4回 定例会	(議案)	
		・ 臨時代理の承認について(調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令)	可 決
		・ 臨時代理の承認について(押印を求める手続の見直し等のための調布市教育委員会規則の整備に関する規則)	可 決
		(協議題)	
		・ 令和3年新成人を祝う集いの開催について(案)	―
		(報告事項)	
		・ 令和3年第1回調布市議会定例会について	―
		・ 令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について	―
		・ 令和3年度の児童・生徒数について	―
		・ 調布市立学校食物アレルギー対応マニュアルの改訂について	―
		・ 令和3年3月における市内小・中学校の事故等の報告について	―
		・ 令和3年度調布市立学校における教育課程の特色について	―
		・ 令和2年度調布市教育シンポジウムの報告について	―
		・ 令和2年度教育相談所事業報告について	―
		・ 令和2年度調布市公民館事業報告について	―
		・ 令和2年度調布市立図書館事業報告について	―
		・ 令和2年度調布市郷土博物館事業報告について	―
		・ 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について	―
		(諸報告)	
		・ 令和2年教育支援コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーの活動状況報告について	―
		・ 令和2年度教育相談所利用状況報告(10月～3月分)について	―
		・ 令和2年度スクールカウンセラーの活動状況報告について	―
		・ 令和2年度社会教育委員の会議について(1月～3月分)	―
		・ 令和2年度調布市八ケ岳少年自然の家使用状況報告について	―
		・ 令和2年度青少年交流館使用状況報告について	―
		・ 令和2年度調布市公民館運営審議会(1月～3月分)について	―
		・ 令和2年度調布市文化財保護審議会(1月～3月分)について	―
5月19日	第 2 回 臨時会	(議案)	
		・ 令和3年第2回調布市議会定例会提出案件について	可 決
		(協議題)	
		・ 調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館施設整備に関わる基本方針(案)について	―
		(報告事項)	
		・ 令和2年度「調布市八ケ岳少年自然の家」事業報告書について	―
5月27日	第5回 定例会	(議案)	
		・ 臨時代理の承認について(東京都公立学校副校長の人事について)	可 決
		(協議題)	

		・　調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定(案)について (報告事項) ・　緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について ・　令和3年度「調布市防災教育の日」の実施結果(概要)について ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年4月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　調布市立図書館佐須分館の臨時休館について ・　調布市郷土博物館の臨時休館について ・　調布市武者小路実篤記念館の臨時休館について ・　一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の役員人事について ・　調布市立若葉小学校・第四中学校・図書館若葉分館の施設整備について	― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
6月25日	第6回 定例会	(議案) ・　臨時代理の承認について(調布市公民館運営審議会委員の解職について) ・　調布市社会教育委員の委嘱について ・　調布市公民館運営審議会委員の委嘱について (報告事項) ・　緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　調布市立若葉小学校・第四中学校及び図書館若葉分館施設整備に関わる基本方針について ・　令和3年5月における市内小・中学校の事故等の報告について	 可　決 可　決 可　決 ― ― ― ―
7月6日	第3回 臨時会	(協議題) ・　調布市立小・中学校における「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における学校連携観戦プログラム」について	 ―
7月21日	第7回 定例会	(議案) ・　令和4～6年度使用　調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の採択について ・　令和4年度使用　調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について (協議題) ・　令和4～6年度使用　調布市立中学校社会科歴史的分野教科用図書の選定について ・　令和4年度使用　調布市立小・中学校特別支援学級教科用図書の選定について (報告事項) ・　緊急事態宣言に伴う調布市教育委員会所管施設の臨時休館等について	 可　決 可　決 ― ― ―

		・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年6月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　調布市立学校の12～15歳の児童・生徒のワクチン接種について (諸報告) ・　令和3年度調布市社会教育委員の会議(4月～6月分)について ・　令和3年度調布市公民館運営審議会(4月～6月分)について ・　令和3年度調布市文化財保護審議会(4月～6月)について	― ― ― ― ― ―
8月17日	第8回 定例会	(議案) ・　令和3年度調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(令和2年度振返り)(案)について ・　令和3年第3回調布市議会定例会提出案件について ・　調布市立図書館協議会委員の委嘱について (報告事項) ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年7月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　令和3年度　調布市防災教育の日　実施結果報告書について	 可　決 可　決 可　決 ― ― ―
8月23日	第4回 臨時会	(協議題) ・　令和3年度における調布市立学校の夏季休業日の追加指定，第2学期の学校教育活動等について	 ―
9月24日	第9回 定例会	(議案) ・　臨時代理の承認について(調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令) ・　調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について ・　令和3年第3回調布市議会定例会提出案件について ・　臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) ・　東京都公立学校副校長の人事について (報告事項) ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年8月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　9月7日(火)からのオンライン授業等の実際について	 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 ― ― ―
10月1日	第5回 臨時会	(その他) ・　教育委員会教育長の任命及び教育委員会教育長職務代理者の指名について	 ―
10月22日	第10回 定例会	(協議題) ・　令和4年度(令和5年1月)以降における調布市成人式の対象年齢について(案) (報告事項) ・　令和3年第3回調布市議会定例会について ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年度調布市教育人口等推計の概要について	 ― ― ― ―

		・　令和3年9月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) ・　令和3年度教育相談所利用状況報告(4月～9月分)について ・　令和3年度調布市社会教育委員の会議(7月～9月分)について ・　令和3年度調布市公民館運営審議会(7月～9月分)について ・　令和3年度調布市立図書館協議会(7月～9月分)について ・　令和3年度調布市文化財保護審議会(7月～9月分)について	― ― ― ― ― ―
11月10日	第11回 定例会	(議案) ・　令和3年第4回調布市議会定例会提出案件について (報告事項) ・　調布市立若葉小学校・第四中学校施設整備検討委員会(第1回～第3回)について ・　令和3年秋の叙勲について ・　調布市立柏野小学校給食室の改修工事に伴う学校給食調理業務等の事業者選定について ・　令和3年10月における市内小・中学校の事故等の報告について (諸報告) ・　令和3年度調布市「いのちと心の教育月間」の取組について	可　決 ― ― ― ― ―
12月15日	第12回 定例会	(報告事項) ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年11月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　コミュニティ・スクールの導入に向けた今後の予定について (諸報告) ・　令和3年度「調布っ子“夢”発表会」実施報告について	 ― ― ― ―
12月20日	第6回 臨時会	(報告事項) ・　教育委員会委員の任命について (その他) ・　教育委員会教育長職務代理者の指名について	 ― ―
令和4年 1月28日	第1回 定例会	(議案) ・　調布市教育委員会表彰について (報告事項) ・　令和3年第4回調布市議会定例会について ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　令和3年度東京都教育委員会表彰(健康づくり功労)被表彰者の決定について ・　調布市立小・中学校の臨時休業について ・　令和3年12月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　令和3年度全国学力・学習状況調査における調布市の結果について (諸報告) ・　令和3年度調布市社会教育委員の会議(10月～12月分)について ・　令和4年調布市成人式実施結果について	 可　決 ― ― ― ― ― ― ― ―

		・　令和3年度調布市公民館運営審議会(10月～12月分)について ・　令和3年度調布市立図書館協議会(10月～12月分)について ・　令和3年度調布市文化財保護審議会(10月～12月分)について	― ― ―
2月7日	第1回 臨時会	(議案) ・　令和4年第1回調布市議会定例会提出案件について	 可　決
2月17日	第2回 定例会	(議案) ・　調布市教育委員会表彰について ・　調布市立学校学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について ・　臨時代理の承認について(東京都公立学校校長・副校長の人事について) ・　臨時代理の承認について(東京都公立学校教員の人事について) (報告事項) ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　調布市立小・中学校の臨時休業について ・　令和4年1月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　令和4年度調布市立図書館の臨時休館について	 可　決 可　決 可　決 可　決 ― ― ― ―
3月8日	第2回 臨時会	(協議題) ・　まん延防止等重点措置延長に伴う令和3年度移動教室及び修学旅行への対応について	 ―
3月25日	第3回 定例会	(議案) ・　調布市教育委員会事務局事案決裁規程の一部を改正する訓令 ・　調布市教育委員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 ・　調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則の一部を改正する規則 ・　調布市立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 ・　調布市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令 ・　調布市適応指導教室設置条例施行規則の一部を改正する規則 ・　令和4年度調布市教育相談所事業計画(案)について ・　令和4年度調布市公民館事業計画(案)について ・　令和4年度調布市立図書館事業計画(案)について ・　令和4年度調布市郷土博物館事業計画(案)について ・　調布市文化財の指定について ・　調布市郷土博物館顧問の委嘱について ・　臨時代理の承認について(調布市教育委員会職員の人事異動について) (協議題) ・　次期調布市教育プランの策定方針(案)について (報告事項) ・　令和3年度教育施設主要事業の執行及び進捗状況について ・　調布市立小・中学校の臨時休業について	 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 可　決 ― ― ―

		・　令和4年2月における市内小・中学校の事故等の報告について ・　令和3年度における調布市の体力・運動能力・運動習慣等の調査について ・　令和3年度調布市教育シンポジウムの報告について ・　令和5年度使用調布市立学校特別支援学級の教科書採択について ・　令和4年度調布市武者小路実篤記念館事業計画(案)について	― ― ― ― ―

（3）教育委員会事務局の概要（令和３年度）

令和３年度当初の職員数，当初予算額，組織体系図は以下のとおり

◆職員数

- 正 規 職 員　　２０４人（うち管理職１８人）
- 再任用職員　　２５人（うち管理職２人）

◆当初予算額（一般会計のうち教育部所管分）

- 歳入　　４億２９０万８，０００円
- 歳出　　６４億４３０万７，０００円（職員人件費を除く）

◆組織体系図

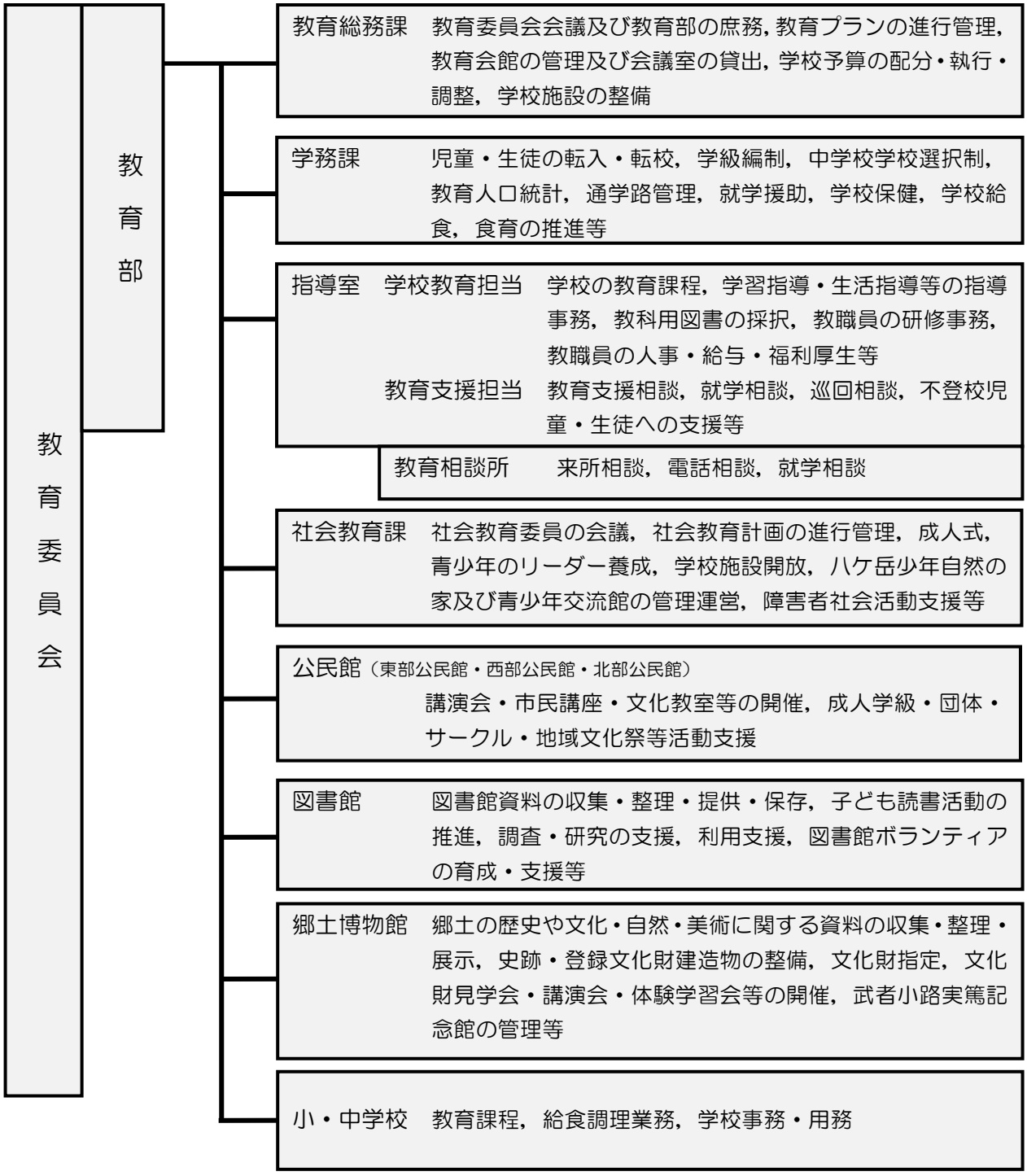

（4）令和3年度一般会計当初予算（教育部所管分）課別予算の状況

◆課別 歳出予算の状況

（単位　千円）

課名	令和3年度予算額ａ	前年度予算額ｂ	差引増減額ａ-ｂ	主な増減理由
教育総務課	3,218,005	3,395,571	▲ 177,566	計画事業の減少による中学校校舎設備整備費の減
学務課	1,002,261	1,013,354	▲ 11,093	大型備品の再リース化による減
指導室	1,355,049	1,000,547	354,502	児童・生徒用モバイル端末整備による増
社会教育課	78,638	77,823	815	
東部公民館	20,337	25,058	▲ 4,721	
西部公民館	20,369	21,033	▲ 664	
北部公民館	23,737	43,512	▲ 19,775	電気設備改修工事完了による減
図書館	483,938	498,335	▲ 14,397	一部機器のリースアップによる減
郷土博物館	84,074	95,605	▲ 11,531	文化財調査が終了することによる減
郷土博物館（実篤記念館分）	117,899	143,046	▲ 25,147	実篤記念館昇降機改修工事完了による減
教育部　合計	6,404,307	6,313,884	90,423	

◆課別 歳入予算の状況

（単位　千円）

課名	令和３年度予算額ａ	前年度予算額ｂ	差引増減額ａ-ｂ	主な増減理由
教育総務課	203,735	217,310	▲ 13,575	冷房化支援特別事業補助金，トイレ整備支援事業補助金の対象事業の縮減・皆減による減
学務課	7,158	6,218	940	
指導室	172,512	125,787	46,725	学校マネジメント強化モデル事業補助金による増
社会教育課	210	210	0	
東部公民館	507	507	0	
西部公民館	374	374	0	
北部公民館	756	1,134	▲ 378	
図書館	1,764	2,399	▲ 635	
郷土博物館	15,892	17,827	▲ 1,935	
教育部　合計	402,908	371,766	31,142	

（５）調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

平成 21 年１月 30 日
教育委員会要綱第２号

第１　目的

この要綱は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき，調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより，効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに，市民への説明責任を果たし，市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

第２　定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

（１）　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について，取りまとめることをいう。

（２）　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ，課題を検討するとともに，今後の取組の方向性を示すことをいう。

第３　点検及び評価の対象

点検及び評価の対象は，教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第２項の規定に基づき調布市教育委員会が策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び主要事業とする。

第４　点検及び評価の実施

点検及び評価は，前年度における第３に掲げる事業の進捗状況を総括するとともに，課題や今後の取組の方向性を示すものとし，毎年１回実施する。

２　点検及び評価を行うに当たっては，教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ，教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

４　委員会において点検及び評価を行った後，その結果を取りまとめた報告書を作成し，市議会へ提出する。また，報告書は公表するものとする。

第５　学識経験者等の知見の活用

教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため，点検及び評価に関する有識者を置く。

第６　委任

この要綱に規定するもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成 21 年２月１日から施行する。

附　則（平成 22 年 12 月 22 日教委要綱第 16 号）

１　この要綱は，平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

２　この要綱による改正後の調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第３の規定は，平成 22 年度以降に係るものについて適用する。

附　則（平成 27 年３月 30 日教委要綱第７号）

この要綱は，平成 27 年４月１日から施行する。

刊行物番号
2022－88

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和３年度振返り）

発行日　令和４年８月

発　行　調布市教育委員会

編　集　調布市教育委員会教育総務課

〒182-0026 調布市小島町２-３６-１

Tel　０４２－４８１－７４６５

印　刷　庁内印刷